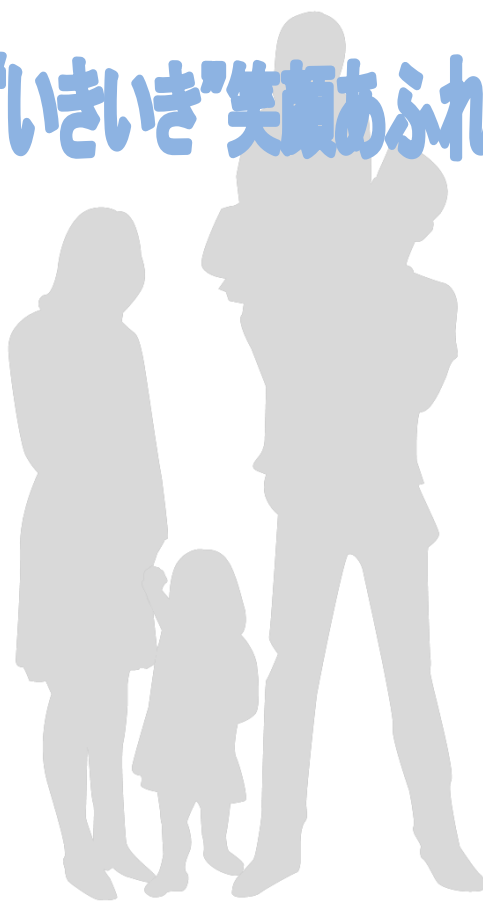


第2次 御坊市男女共同参画プラン

一人ひとりが“いきいき”笑顔あふれるまち ことば



平成 26 年 3 月
御 坊 市

は じ め に



近年は、少子高齢化の進展、家族や地域社会の変化、経済の長期低迷による雇用環境の悪化等、将来の活力の低下が危惧されております。こうした状況の中、男性も女性もともにお互いの人権を尊重し責任を分かち合い、一人ひとりの持てる個性と能力を最大限に発揮できる生きやすい男女共同参画社会の実現が求められています。

本市では、平成 17 年度に策定しました「御坊市男女共同参画プラン」により、その施策を推進してまいりましたが、社会情勢の変化と御坊市独自の課題・ニーズに見合ったプランに見直すため、広く市民の皆様方を対象にアンケート調査を実施し、「第2次御坊市男女共同参画プラン」を策定いたしました。

今後は、市民の皆様をはじめ、企業・団体並びに関係機関と連携し、スローガンとして掲げた「一人ひとりが“いきいき”笑顔あふれるまちごぼう」を実現するため取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、プランの策定にご尽力いただいた御坊市男女共同参画プラン策定委員の皆様とアンケート調査にご協力いただいた方々に心より厚くお礼申し上げます。

平成26年3月

御坊市長 柏 木 征 夫

目 次

第1章 プラン策定の概要.....	1
1. プラン策定の趣旨	1
2. プランの性格と位置づけ	1
3. プランの期間	2
4. 策定の視点	2
第2章 社会情勢や住民意識調査等からみる現状と課題.....	3
1. 御坊市を取り巻く社会情勢	3
(1) 少子高齢化の進展.....	3
(2) 不安定な雇用情勢や貧困層の拡大.....	5
(3) 単身世帯やひとり親世帯の増加.....	6
(4) 帰属意識の多様化と地域社会における人間関係の希薄化.....	6
(5) 配偶者暴力の社会問題化.....	7
2. 住民意識調査結果	8
(1) 男女の平等感や役割分担意識.....	8
(2) 地域活動における男女共同参画.....	11
(3) 就労・働き方.....	12
(4) 仕事と家庭生活の優先度の希望と現実.....	14
(5) セクシュアル・ハラスメント／DVの状況.....	16
(6) 男女共同参画の学習や施策.....	19
3. 御坊市男女共同参画プランにおける取組状況と課題	21
(1) 「男女共同参画意識の確立」への取組.....	21
(2) 「政策・施策等決定過程への男女共同参画の促進」への取組.....	22
(3) 「男女が共に働く環境整備の促進」への取組.....	22
(4) 「家庭・地域における男女共同参画の促進」への取組.....	23
(5) 「男女が共に健やかに暮らせる環境整備の促進」への取組.....	23
4. 現状と課題からみる今後の方向性	24
第3章 プランの基本的な考え方.....	25
1. 基本理念	25
2. 基本目標	26
3. プラン体系・施策体系図	27
第4章 プランの内容.....	30
基本目標1 男女共同参画意識の確立	30
(1) 固定的な性別役割分担意識の変革（★重点施策）	30
(2) 男女共同参画への理解を深める学習・教育の推進（★重点施策）	30
(3) 家庭での男女共同参画の推進.....	31
(4) メディア等を通じた男女の人権尊重の推進.....	32
(5) 国際協調による男女共同参画意識の醸成.....	33

基本目標2 男女がともに働く環境整備の促進	34
(1) 男女がともに活躍できる環境整備の促進.....	34
(2) 仕事と生活の両立しやすい環境づくり	35
(3) 男女で担う育児・介護支援の充実(★重点施策)	36
基本目標3 地域活動等あらゆる分野への男女共同参画の推進	37
(1) 男女がともに参画できる地域社会づくりの促進.....	37
(2) 女性の政策・方針等意思決定過程への参画促進(★重点施策)	38
基本目標4 男女がともに健やかに安心して暮らせる環境整備の促進	39
(1) 生涯を通じた男女の健康生活支援の充実.....	39
(2) ひとり親家庭・高齢者等が安心して暮らせる環境づくり(★重点施策)	40
(3) 貧困等生活上の困難に直面する男女への支援.....	41
基本目標5 男女間における暴力の根絶	42
(1) 女性に対する暴力を許さない意識づくり	42
(2) セクシュアル・ハラスメント／DV防止対策の推進.....	43
第5章 プランの推進.....	44
1. プランの推進体制	44
2. プランの進捗管理	45
3. 成果指標一覧	46
参考資料.....	47
参考資料1. 男女共同参画社会基本法	49
参考資料2. 御坊市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱	53
参考資料3. 御坊市男女共同参画プラン策定委員会委員名簿	54
参考資料4. 男女共同参画に関する国内外の動向	55
参考資料5. 第2次御坊市男女共同参画プランの策定経過	57

第1章 プラン策定の概要

1. プラン策定の趣旨

我が国では少子高齢化、国際化、情報化の急速な進展等により社会の大きな変革期を迎えています。このような中、将来にわたり、安心して暮らせる社会を築くうえで、男女共同参画社会の実現が強く求められています。

国では平成 11 年に「男女共同参画社会基本法¹」を制定、翌年、この法律に基づき「男女共同参画基本計画」を策定しました。これらの社会的背景を受け、御坊市でも平成 17 年に「御坊市男女共同参画プラン」を策定し、さまざまな施策を推進してきました。

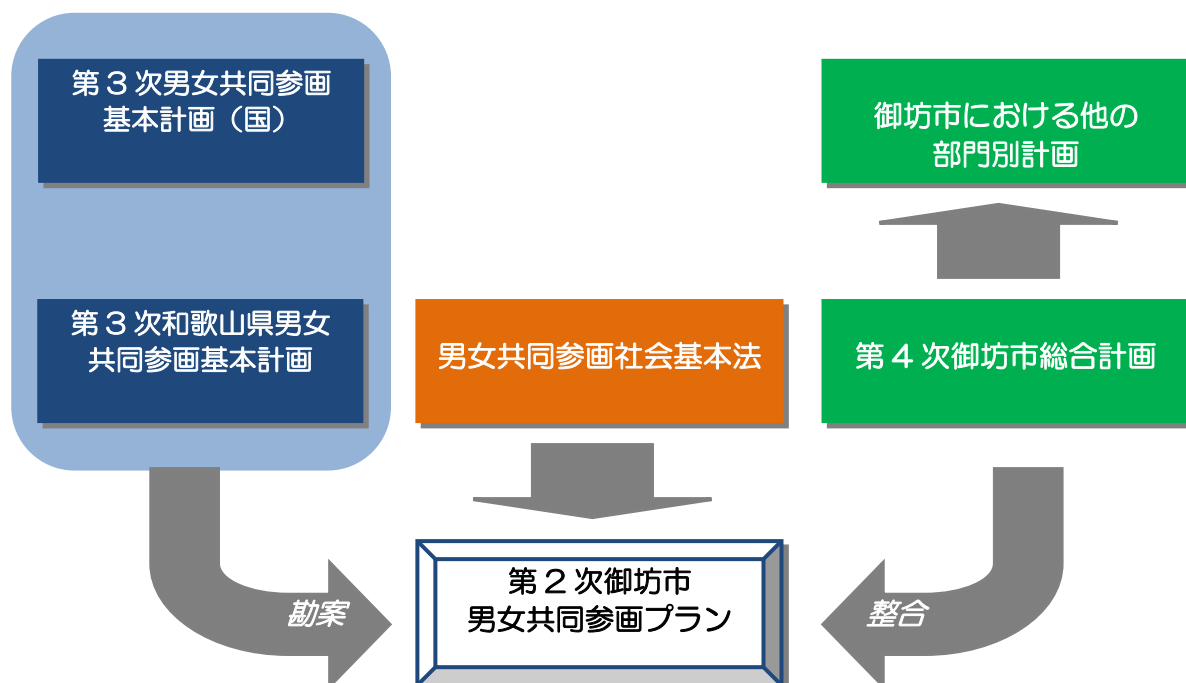
しかしながら、誰もがそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、自分らしくいきいきと暮らすことができる男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が必要です。

こうした状況のもと、「御坊市男女共同参画プラン」策定から 5 年以上を迎えることや、社会情勢の変化に対応し、次代を担う子どもたちがいきいきと暮らせるまちづくりを進めるために、見直しを図ります。

2. プランの性格と位置づけ

このプランは、「男女共同参画社会基本法」第 14 条に基づいて策定するものです。また、国の「第 3 次男女共同参画基本計画」及び和歌山県の「第 3 次和歌山県男女共同参画基本計画」の基本的な方針を踏まえるとともに、今後、御坊市が取り組むべき具体的な施策を示しています。

また、本プランは、第 4 次御坊市総合計画を上位計画とした部門別計画のひとつです。男女共同参画施策を総合的に推進するため、他の部門別計画と連携を図ります。



¹ 男女共同参画社会基本法：平成11年6月に成立した法律。男女共同参画社会の形成について、基本理念を明らかにし、それに基づいた国、地方公共団体及び国民の責務が明記されている。

3. プランの期間

本プランの期間は、平成 26（2014）年度から平成 35（2023）年度までの 10 年間とします。

ただし、社会情勢の変化等に適切に対応し、施策を効果的に進めるため、必要に応じて見直しを行います。

4. 策定の視点

- プラン策定に際して、学識経験者や関係団体などの代表、公募住民から構成される「男女共同参画プラン策定委員会」において、男女共同参画推進における課題や今後の方向性を協議しました。
- 「基本目標」「施策の方向性」等については、国の第 3 次男女共同参画基本計画や社会情勢等の変化を踏まえ、追加・削除や一部見直しを行いました。
- 施策の実効性を高めるため、指標を掲げ目標値を設定しています。
- 平成 25 年に実施した「御坊市男女共同参画に関する住民意識調査」の結果等を踏まえて作成しています。

第2章 社会情勢や住民意識調査等からみる現状と課題

1. 御坊市を取り巻く社会情勢

(1) 少子高齢化の進展

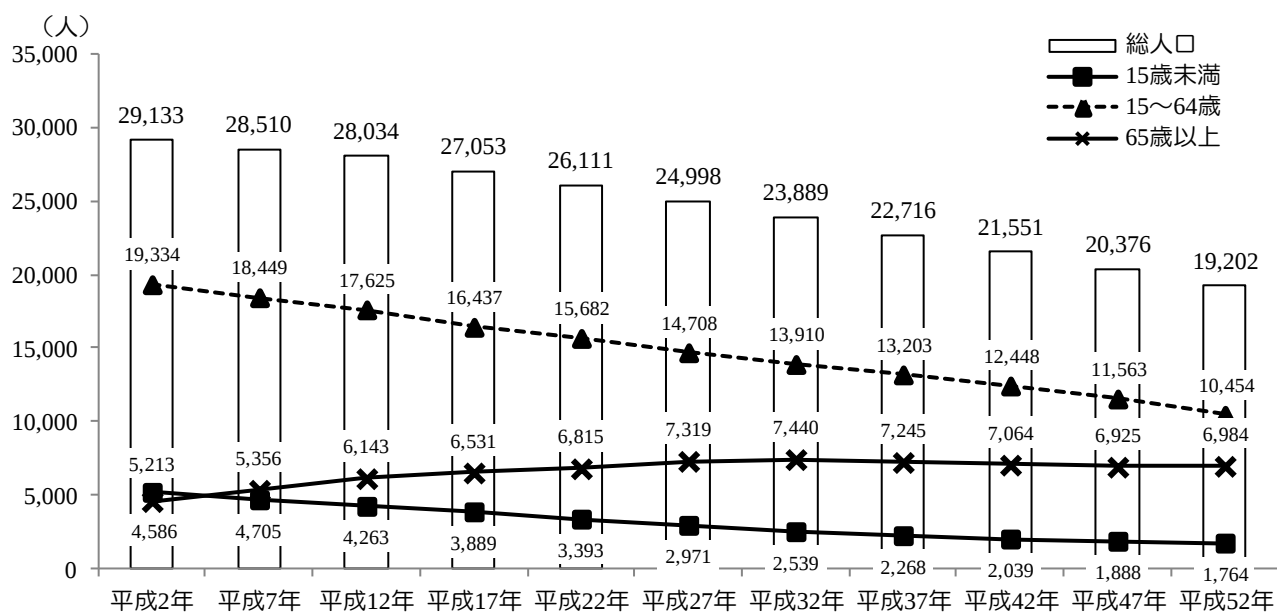
御坊市の人口推移をみると、生産年齢人口（15～64 歳）は平成 12 年 17,625 人、平成 17 年 16,437 人、平成 22 年 15,682 人と減少を続けています。

一方、老年人口（65 歳以上）は、平成 12 年 6,143 人、平成 17 年 6,531 人、平成 22 年 6,815 人と増加し続けています。

今後は人口規模の大きな世代が老年人口層に移り、一層の高齢化が進展していくことが予想され、それとともに生産年齢人口の更なる減少が懸念されます。

また、合計特殊出生率²は、全国平均と同様、人口を維持するために必要とされる 2.07 を大きく下回っており、長年減少傾向にあります。

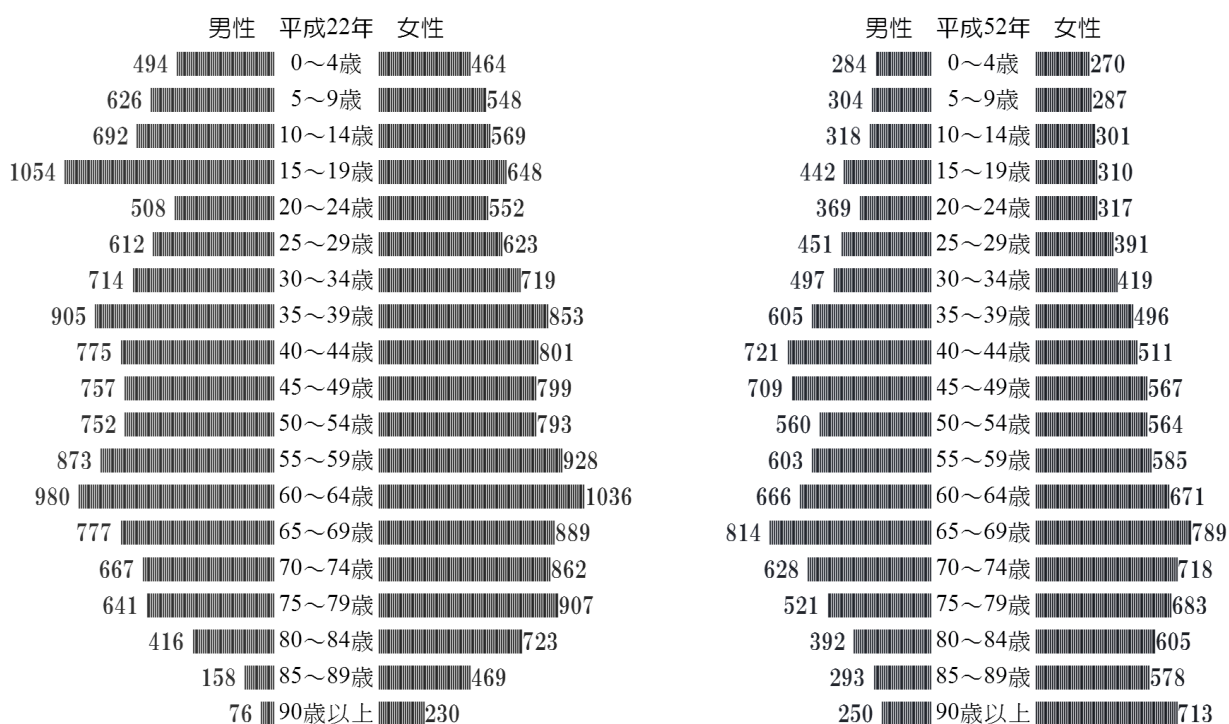
■御坊市の人口推移



※平成 27 年以降は国立社会保障・人口問題研究所による市町村別将来推計人口
資料:国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

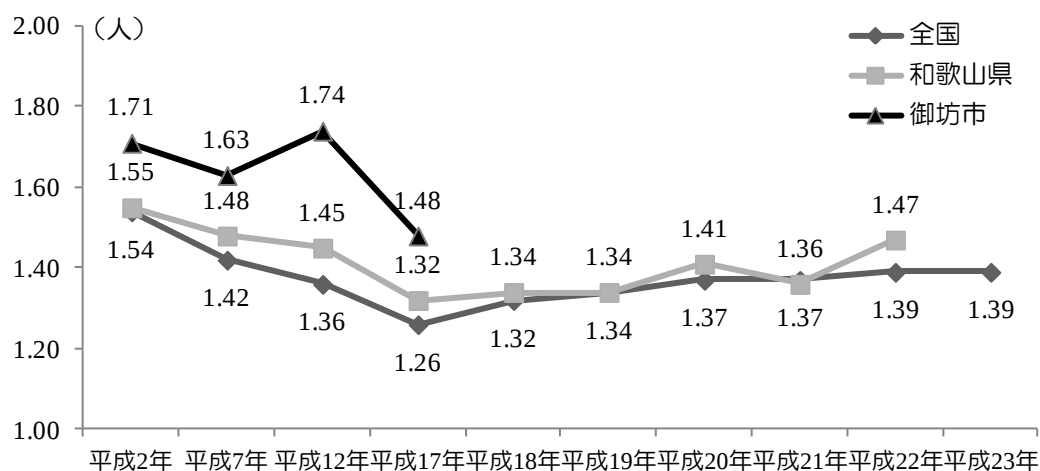
² 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとした場合の平均子ども数。

■御坊市の年齢構成(5歳階級)の変化



資料:国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

■合計特殊出生率の推移



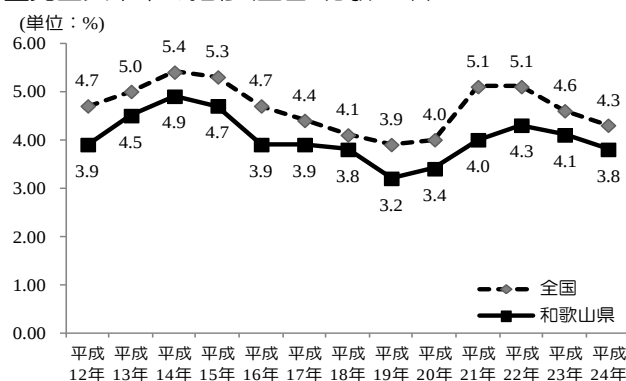
資料:人口動態調査

（２）不安定な雇用情勢や貧困層の拡大

完全失業率³は、平成 14 年には 4.9%（和歌山県）と最高値となり、以来ゆっくりと改善傾向となったものの、平成 20 年から再び悪化し、平成 24 年には 3.8%（和歌山県）となっています。また、有効求人倍率は、平成 24 年度では 0.63 倍（御坊管内）となっています

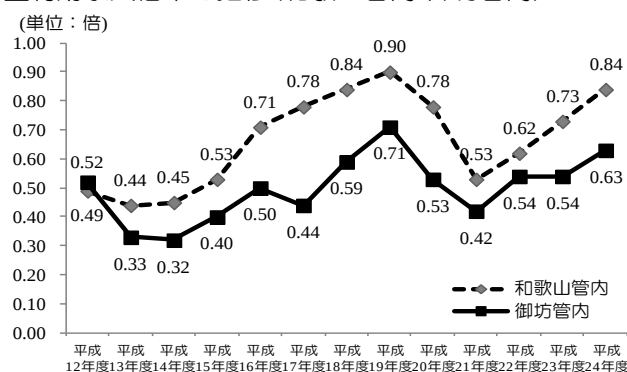
さらに、雇用者に占める「パート・アルバイト」などの非正規就業者の割合は、3 割強となっています。特に女性においては、5 割以上が非正規就業者となっています。これまであまり問題になってこなかった非正規雇用をめぐる問題も、男性の非正規雇用増加により、社会的な問題として顕在化してきた側面があります。

■完全失業率の推移(全国・和歌山県)



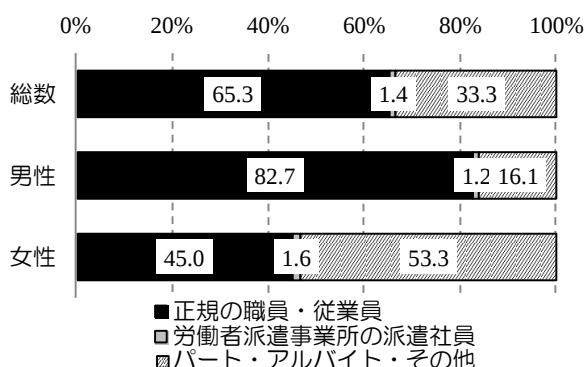
資料:労働力調査

■有効求人倍率の推移(和歌山管内・御坊管内)



資料:ハローワーク御坊

■御坊市の男女別雇用形態(平成 22 年)



資料:国勢調査

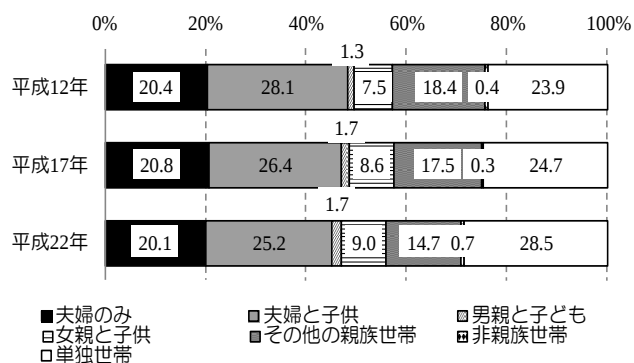
³ 完全失業率：（働く意志があり）求職活動中で、仕事が見つければ直に就労可能な 15 歳以上の者の労働力人口に占める割合。

（３）単身世帯やひとり親世帯の増加

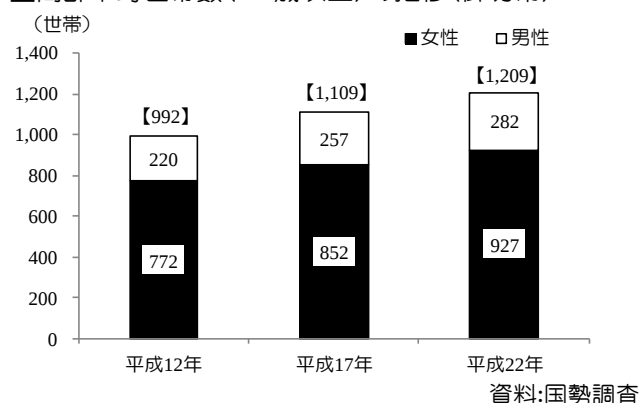
御坊市では、単身世帯は平成 12 年の 2,341 世帯（23.9%）から平成 22 年の 2,837 世帯（28.5%）と増えています。そのうち、65 歳以上の高齢者の単身世帯は 1,209 世帯で、うち 927 世帯が女性の単身世帯となっています。

また、20 歳未満の子どもがいるひとり親世帯⁴は、平成 12 年の 206 世帯から平成 17 年の 263 世帯と増加し、平成 22 年は 260 世帯とほぼ横ばいとなっています。そのうち、母子世帯は 227 世帯（87.3%）と高い割合を占めています。

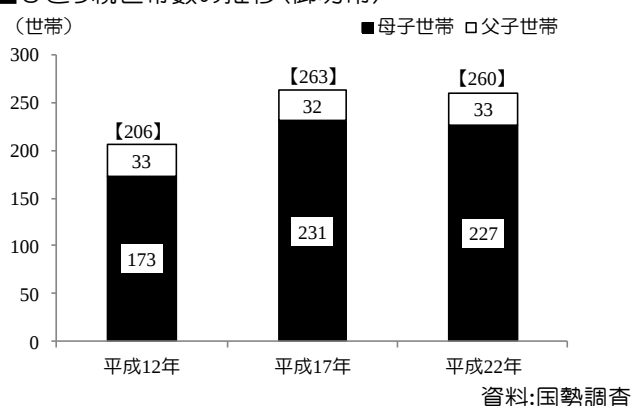
■家族類型別世帯構成比の推移（御坊市）



■高齢単身世帯数（65 歳以上）の推移（御坊市）



■ひとり親世帯数の推移（御坊市）



（４）帰属意識の多様化と地域社会における人間関係の希薄化

御坊市では、NPO⁵法人やボランティア団体など地域で自立的に活動する市民・団体が増加しています（平成 25 年時点で 18 団体）。その活動分野は保健、医療・福祉、社会教育の推進、まちづくりの推進、学術、文化、芸術又はスポーツの振興、環境保全等多岐にわたっています。

一方で、町内会・自治会など既存の組織の加入率が低下〔81.4%（平成 20 年度）→76.2%（平成 24 年度）〕するなど、地域のつながりの希薄化が懸念されます。

しかし、2011 年（平成 23 年）3 月 11 日の東日本大震災、東南海地震の発生可能性をふまえ、今後は、地域での防災・災害復興体制の確立等において「地域のつながり」を重視した施策等の実施が急がれます。

⁴ ひとり親世帯：未婚、死別又は離別の女親または男親と、その未婚の20歳未満の子どものみで構成される一般世帯（他の世帯員がいないもの）。

⁵ NPO:Non Profit Organization の略。構成員に対して収益を分配することを目的としない非営利の民間組織の総称。

（５）配偶者暴力の社会問題化

全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、平成 14 年度が 35,943 件であったのに対し、平成 24 年度には 89,490 と 2 倍以上に増加しています。

国においては、平成 19 年 7 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、配偶者からの暴力の防止や被害者支援に向けた取組の強化が求められています。

2. 住民意識調査結果

平成 25 年 6 月～7 月にかけて、御坊市内に在住している 20 歳以上の方を対象（1,000 人を無作為抽出）に、男女共同参画に関する考えや意見を把握し、計画策定の基礎資料とするために「男女共同参画に関する住民意識調査」を実施しました（有効回収率 48.7%）。

以下は、調査結果の概要です（※グラフ内の n は該当回答者数）。

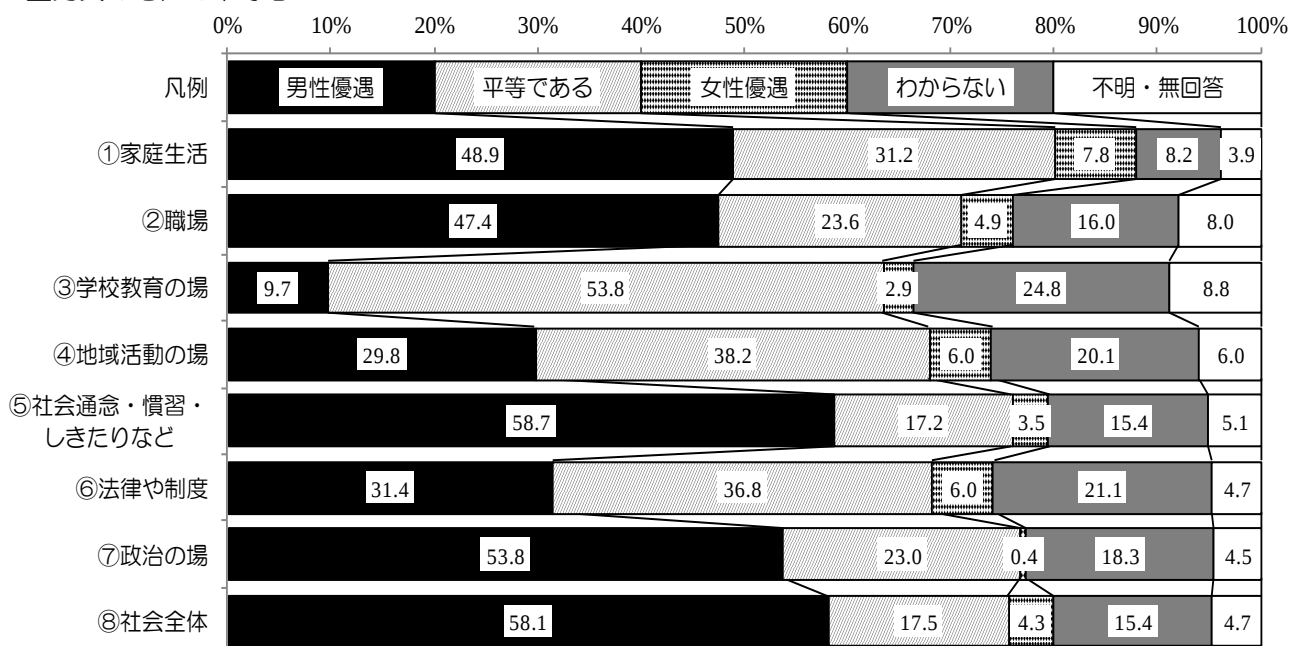
（１）男女の平等感や役割分担意識

①男女の平等感

全ての分野において、『男性優遇』は『女性優遇』を上回っています。特に〔⑤社会通念・慣習・しきたりなど〕〔⑦政治の場〕〔⑧社会全体〕では『男性優遇』と感じている傾向が強く、また女性は全ての分野において『男性優遇』の割合が高くなっています。一方〔③学校教育の場〕では他の分野に比べ平等の意識は高くなっています。

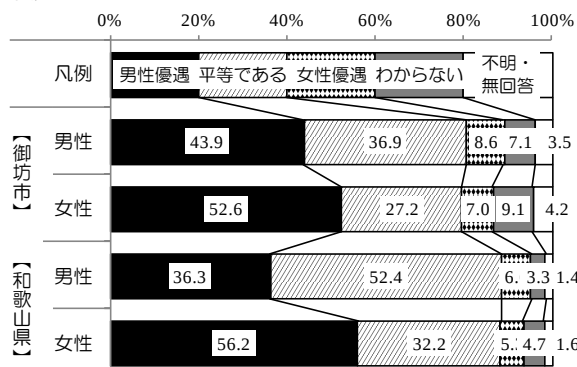
〔①家庭生活〕〔③学校教育の場〕〔④地域活動の場〕〔⑥法律や制度〕は『平等である』の割合が 3 割以上と比較的高くなっていますが、和歌山県と比較すると、〔①家庭生活〕〔⑥法律や制度〕〔⑦政治の場〕において、男性は『平等である』の割合が和歌山県を 1 割以上、下回っています。

■男女の地位の平等感

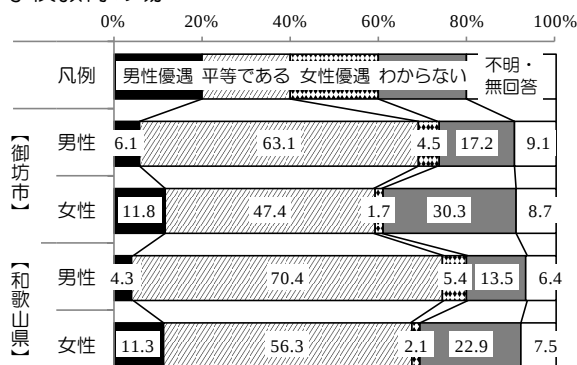


■和歌山県との比較(男女の地位の平等感)

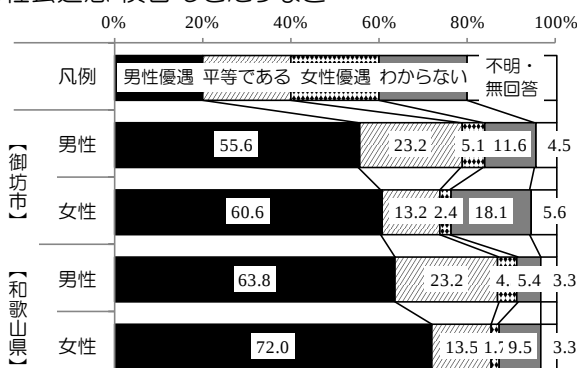
①家庭生活



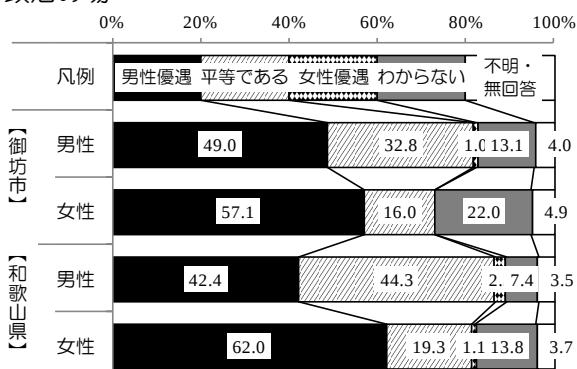
③学校教育の場



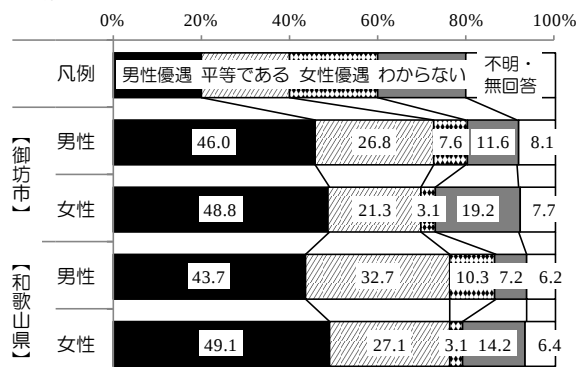
⑤社会通念・慣習・しきたりなど



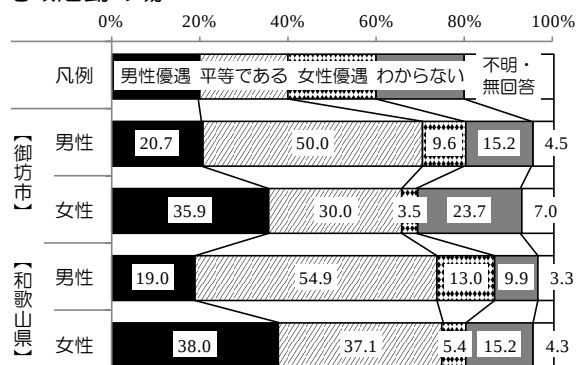
⑦政治の場



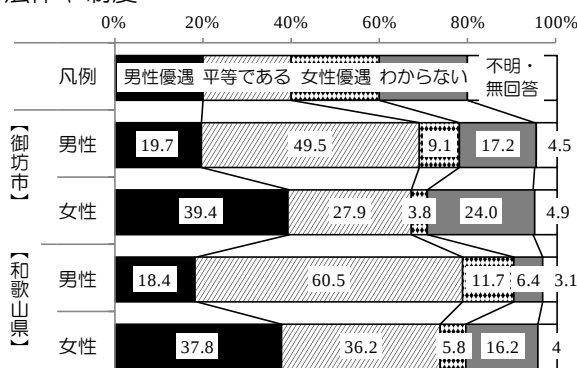
②職場



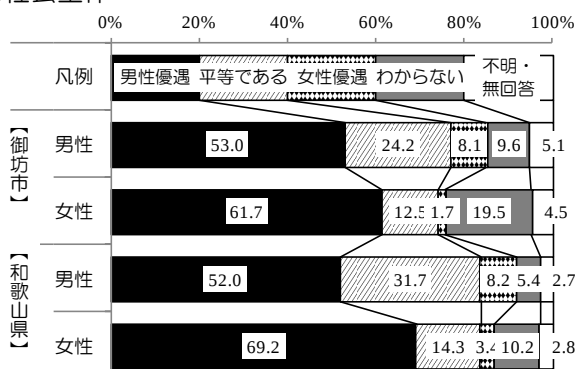
④地域活動の場



⑥法律や制度



⑧社会全体



②役割分担意識

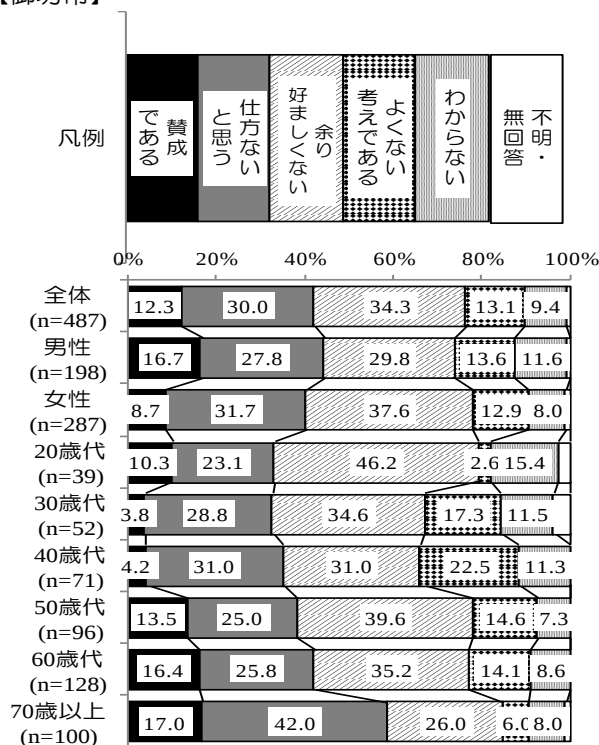
「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「賛成である」では男性は女性に比べ 8.0 ポイント上回っています。

和歌山県と比較すると、「賛成である」は全体で 3.5 ポイント、特に男性で 6.1 ポイント御坊市が高くなっており、男性の固定的な性別役割分担⁶意識を持つ人が多いことが伺えます。

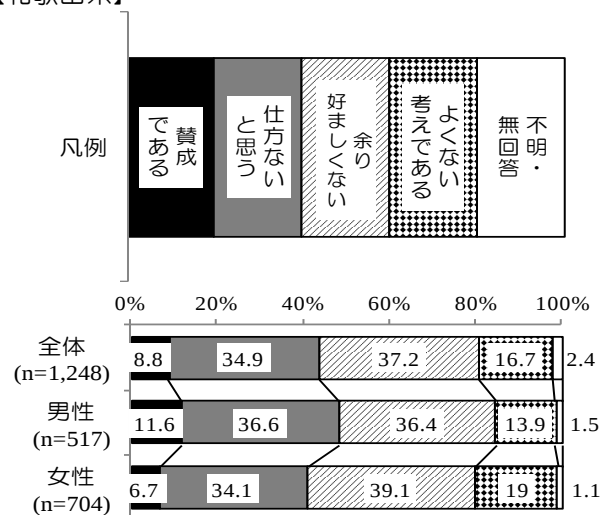
年齢別にみると、20 歳代では「あまり好ましくない」は約 5 割となっています。30～60 歳代では「あまり好ましくない」が 3 割程度みられる一方で、「仕方ないと思う」も 3 割前後となっています。70 歳以上では「よくない考えである」は 1 割を満たさず、「仕方ないと思う」が 4 割と他の年齢に比べ高くなっています。

また、「男は仕事、女は家庭」という考え方で影響を受けたと思われることについては、男女ともに「親（男性：35.4%/女性：30.0%）」がそれぞれ最も高くなっています。次いで男性は「わからない」が 16.2%、女性では「配偶者」が 20.6%となっています。

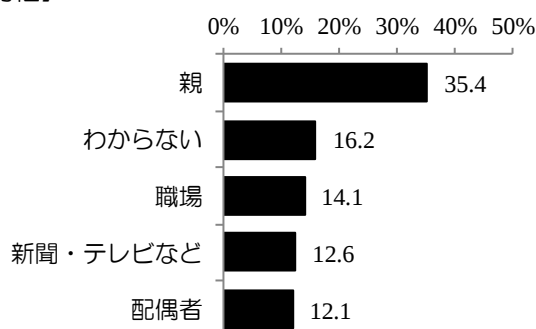
■固定的な性別役割分担意識
【御坊市】



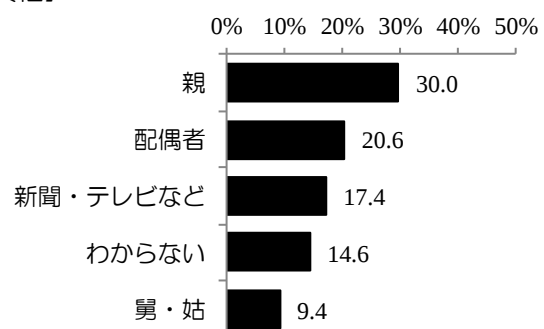
【和歌山県】



■「男は仕事/女は家庭」に影響を受けたと思われるもの（男女上位 5 位）
【男性】



【女性】



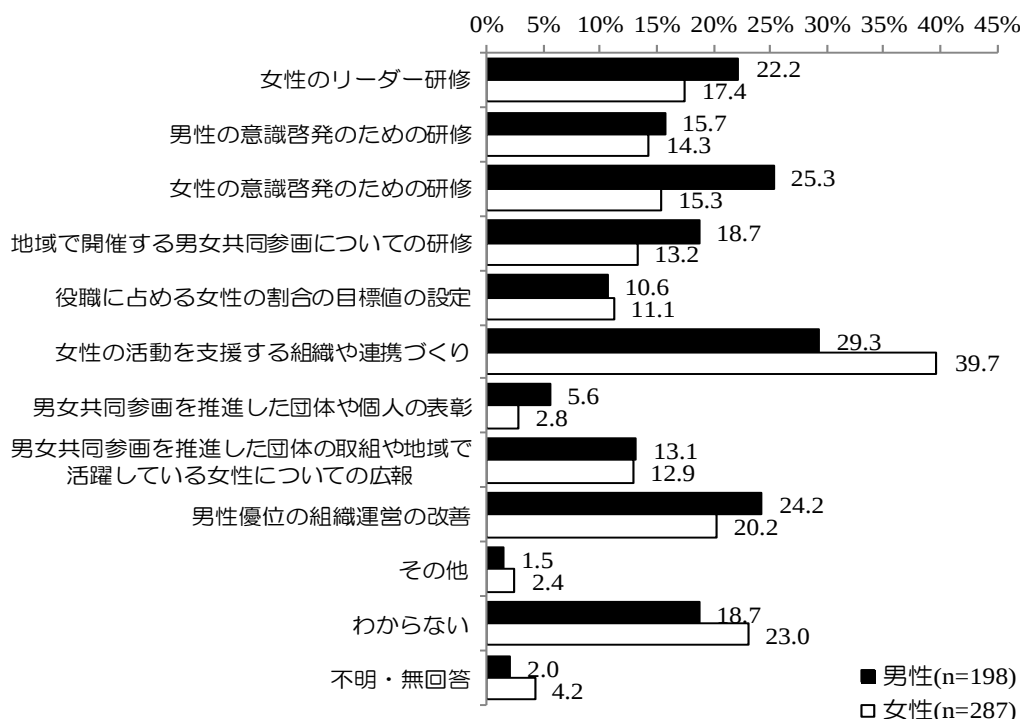
⁶ 固定的性別役割分担：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。

（２）地域活動における男女共同参画

①方針決定の場への参画

地域活動における方針決定の場への女性の参画の場に、女性が増えていくために具体的な施策として効果的だと思うことについては、男女ともに「女性の活動を支援する組織や連携づくり（男性：29.3%/女性：39.7%）」がそれぞれ最も高くなっています。次いで男性では「女性の意識啓発のための研修（25.3%）」「男性優位の組織運営の改善（24.2%）」、女性では「わからない（23.0%）」「男性優位の組織運営の改善（20.2%）」となっています。

■方針決定の場への女性の参画を増やすための施策

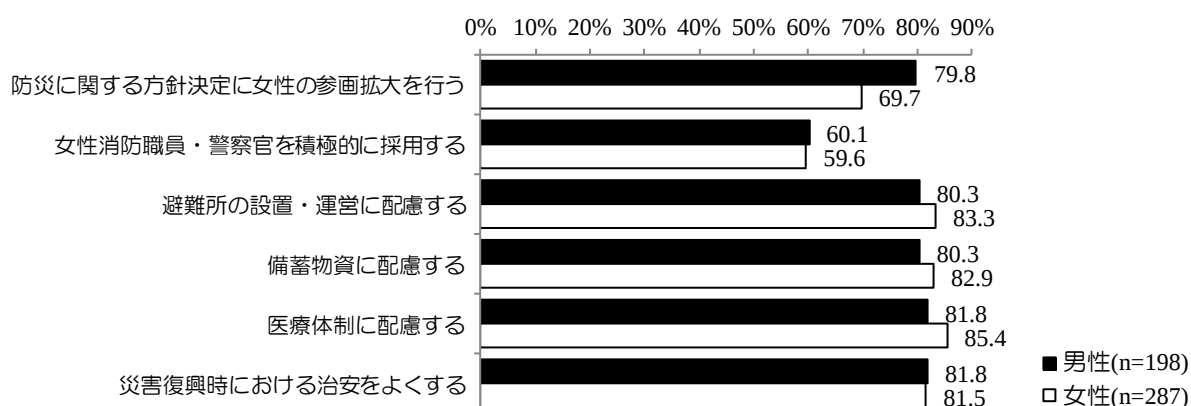


②防災・災害対策時の対応

防災・災害対策における次の事項について、女性に配慮して取り組む必要があると思うかについては、『必要』（「特に必要である」と「必要である」の合計）では、男女ともに「医療体制に配慮する（男性：81.8%/女性：85.4%）」が最も高く、次いで「備蓄物資に配慮する」「災害復興時における治安をよくする」となっています。

対策の必要性に男女差は見られませんが、「防災に関する方針決定に女性の参画拡大を行う」については、男性の方が10.1ポイント高くなっています。

■必要な防災・災害対策



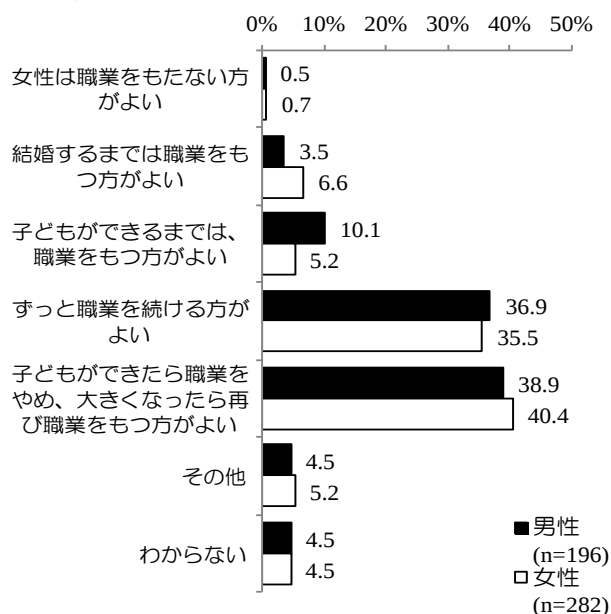
(3) 就労・働き方

①女性の就労

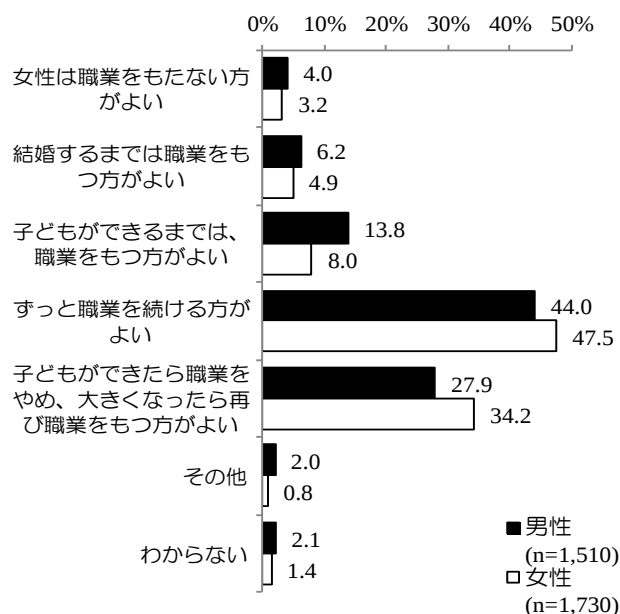
一般的に女性が職業をもつことについて、どのように考えているかについては、男女ともに「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい（男性：38.9%／女性：40.4%）」が最も高く、次いで「ずっと職業を続ける方がよい（男性：36.9%／女性：35.5%）」となっています。

全国では「ずっと職業を続ける方がよい」が最も高く、御坊市とは異なる傾向が出ています。また「子どもができるまでは、職業をもつ方がよい」は男女ともに全国より低くなっており、御坊市では出産を機に離職し子どもの成長に合わせ再び働く傾向が強いことが伺えます。

■女性が職業を持つことへの考え方
【御坊市】



【全国】



注) 全国は「男女共同参画社会に関する世論調査(平成 21 年 10 月)」より引用、御坊市は「不明・無回答」除いて算出

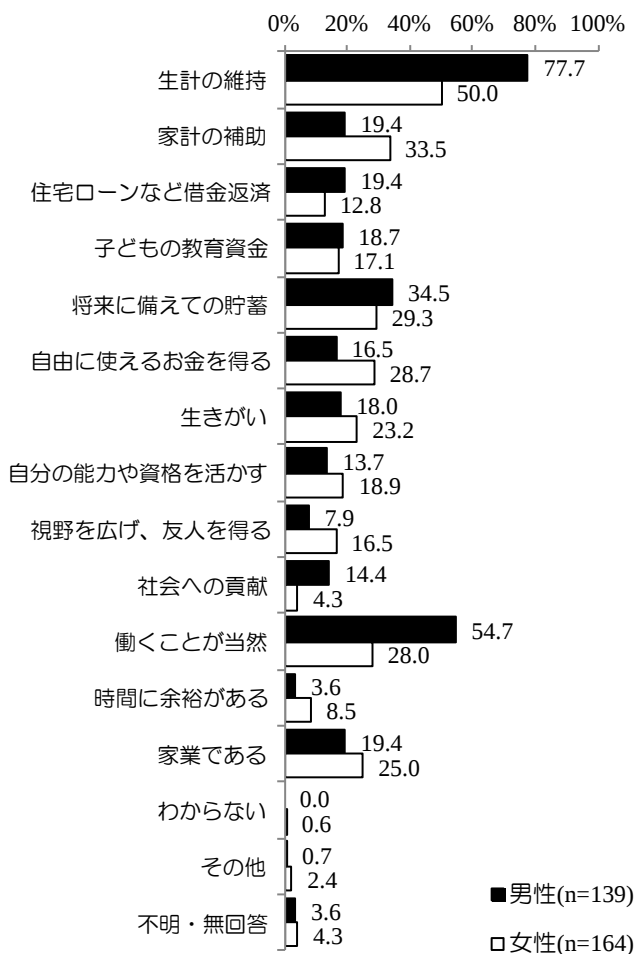
②就労理由

働いている理由については、男女ともに「生計の維持（男性：77.7%／女性：50.0%）」が最も高くなっています。次いで男性では「働くことが当然」が 54.7%、女性では「家計の補助」が 33.5%となっています。男性では上位2位に意見が集中しているのに対して、女性では「自由に使えるお金を得る」「将来に備えての貯蓄」などにも意見が分散しており、働く理由から男性自身が“男は仕事”という性別役割分担意識をもっていることが現れています。

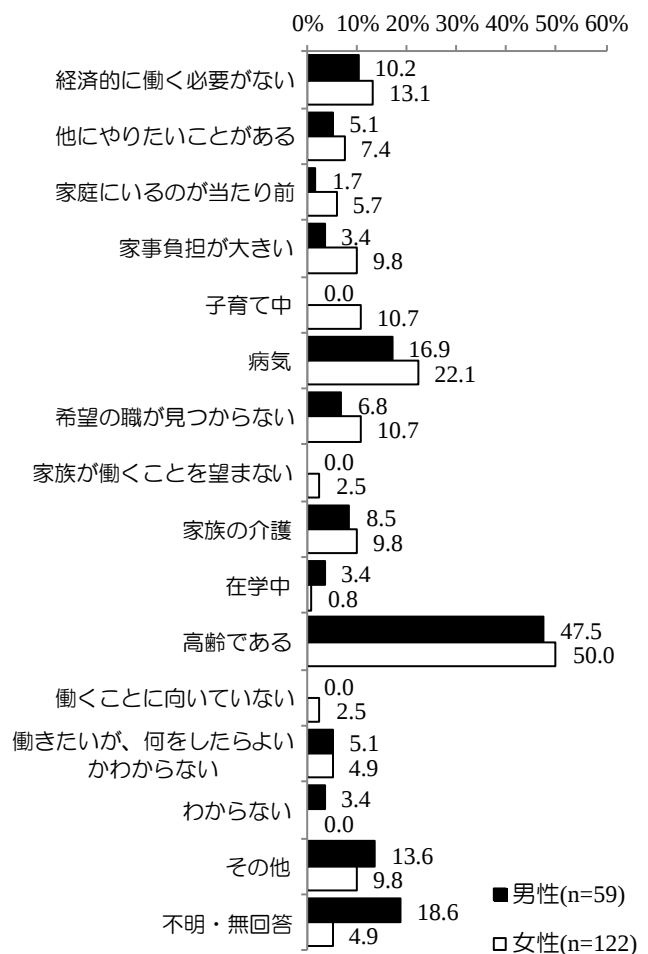
働いていない理由については、男女ともに「高齢（男性：47.5%／女性：50.0%）」が最も高く、次いで「病気（男性：16.9%／女性：22.1%）」となっています。

■就労・未就労理由

【働いている理由】



【働いていない理由】



(4) 仕事と家庭生活の優先度の希望と現実

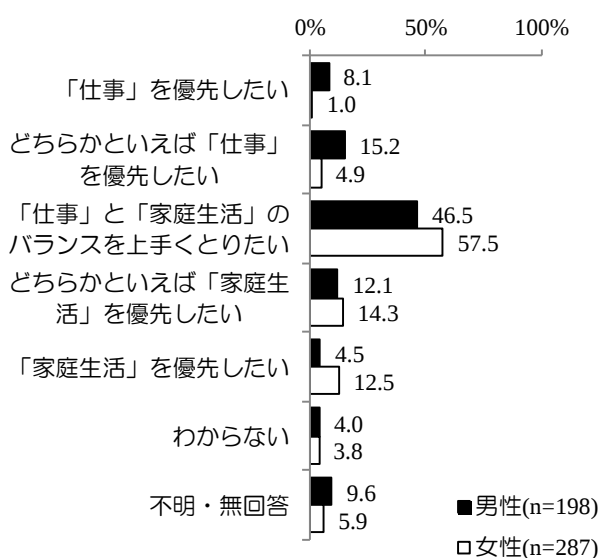
①生活の優先度

「仕事」と「家庭生活」の優先度についての希望は、男女ともに「仕事」と「家庭生活」のバランスを上手にとりたい（男性：46.5%／女性：57.5%）」が最も高く、次いで男性では「どちらかといえば「仕事」を優先したい」が15.2%、女性では「家庭生活」を優先したい」が14.3%となっています。

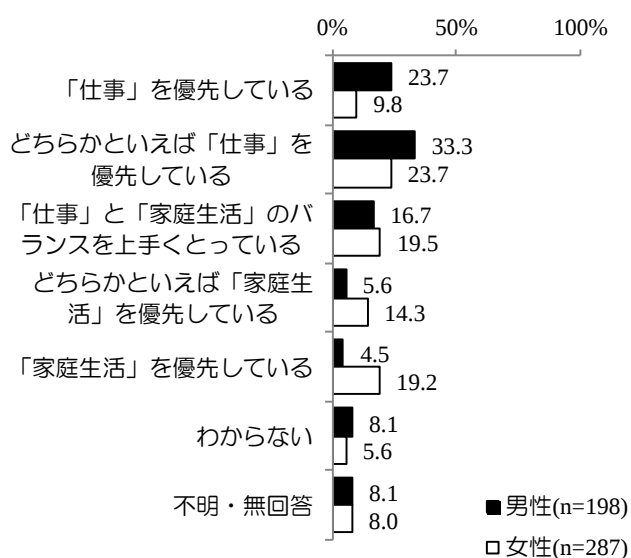
「仕事」と「家庭生活や地域活動」の優先度についての現実には、男女ともに「どちらかといえば「仕事」を優先している（男性：33.3%／女性：23.7%）」が最も高く、次いで男性では「仕事」を優先している」が23.7%、女性では「仕事」と「家庭生活」のバランスを上手にとっている」が19.5%となっています。

■生活の優先度（希望・現実）

【希望】



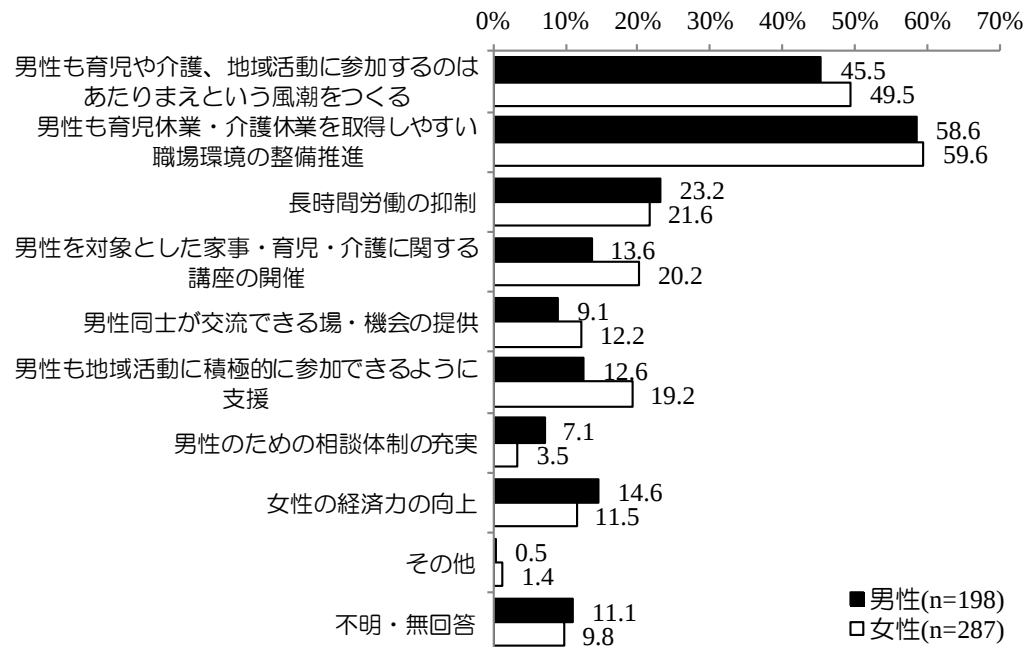
【現実】



②男性の育児や介護、地域活動への参加

男性の育児や介護、地域活動への参加に男女が協力して関わるために必要な取組については、男女ともに「男性も育児休業・介護休業を取得しやすい職場環境の整備推進（男性：58.6％／女性：59.6％）」が最も高く、次いで「男性も育児や介護、地域活動に参加するのはあたりまえという風潮をつくる（男性：45.5％／女性：49.5％）」となっています。

■男性の参加（育児や介護、地域活動等）を促進するために必要な取組



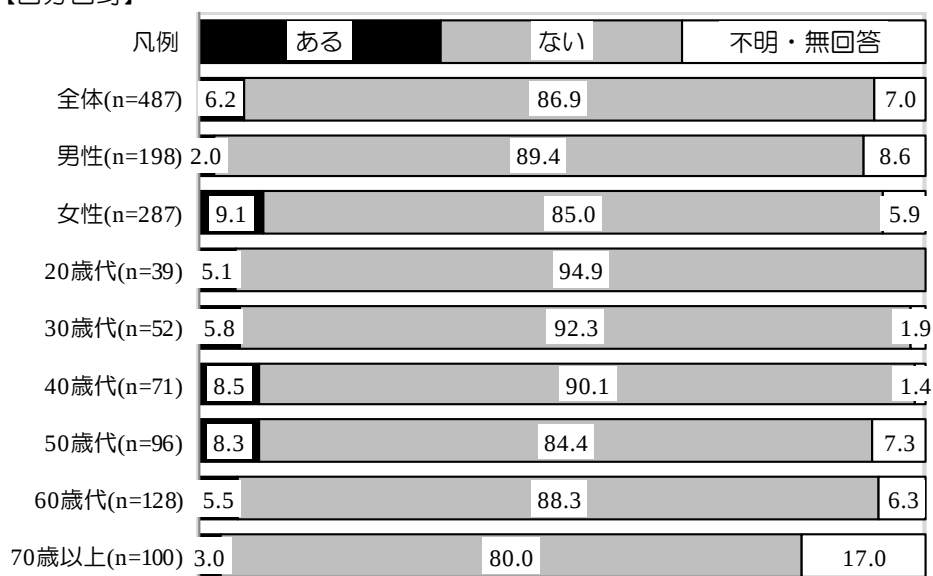
(5) セクシュアル・ハラスメント／DVの状況

①セクシュアル・ハラスメントの被害

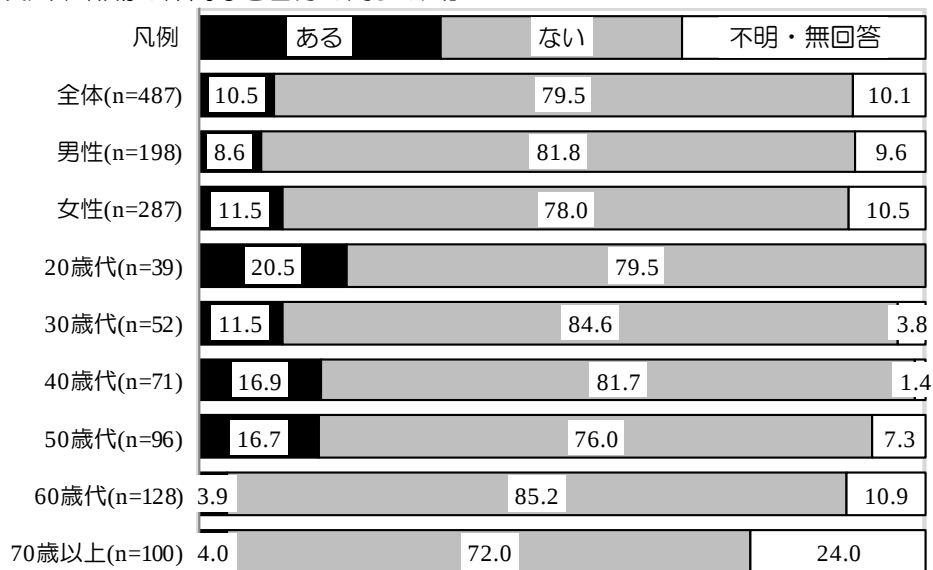
あなた自身がセクシュアル・ハラスメント⁷の被害にあわれたことがあるかについては、「ある（男性：2.0％／女性：9.1％）」となり、女性は男性に比べ 7.1 ポイント高くなっています。年齢別にみると、40～50 歳代は「ある」が 8.3～8.5％と他の年代に比べ高くなっています。

友人や職場の仲間など、自分の周りの人がセクシュアル・ハラスメントの被害にあわれたことがあるかについては、「ある（男性：8.6％／女性：11.5％）」となり、女性は男性に比べ 2.9 ポイント高くなっています。年齢別にみると、20 歳代、40～50 歳代では「ある」は他の年代に比べ高く、2 割程度となっています。

■セクシュアル・ハラスメントの被害
【自分自身】



【友人や職場の仲間など自分の周りの人】



⁷ セクシュアル・ハラスメント：性的いやがらせのこと。職場、学校、地域活動等の場においては、相手の意に反した攻撃で屈辱的な性的言動や勧誘により、一定の不利益を与えたり、環境を悪化させること。

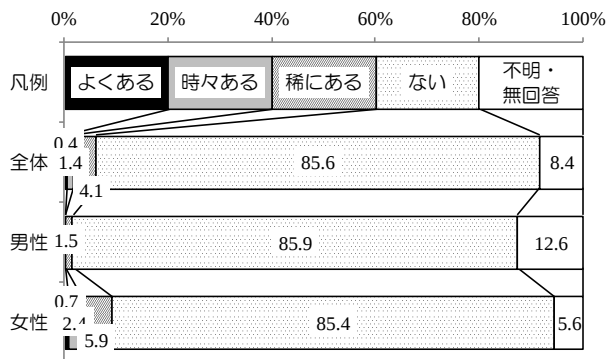
②配偶者・交際相手からの暴力被害

配偶者や交際相手から A～E にあがるような暴力を受けたことがあるかについては、『ある（「よくある」「時々ある」「稀にある」の合計）』でみると、〔B.言葉による暴力やいやがらせ、無視するなどの精神的暴力〕では、男性は 9.6%、女性では 19.9%と、他の項目に比べ高くなっています。

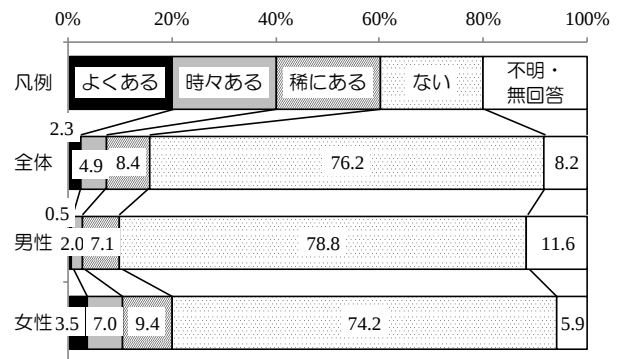
暴力を受けた相手については、男女ともに「配偶者（男性：71.4%／女性：64.3%）」が最も高くなっています。

■配偶者・交際相手からの暴力被害

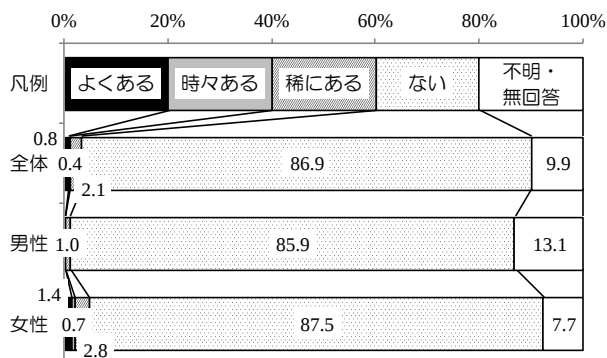
【A.なぐる、けるなどの身体的暴力】



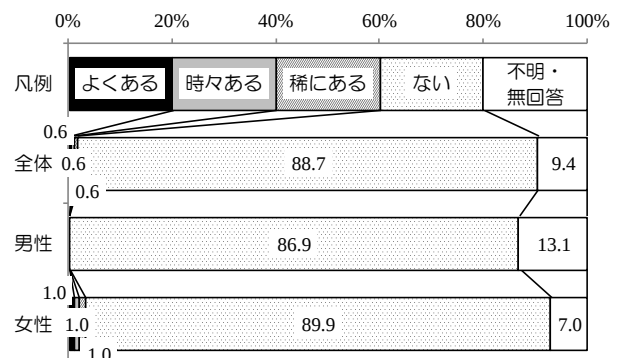
【B.言葉による暴力やいやがらせ、無視するなどの精神的暴力】



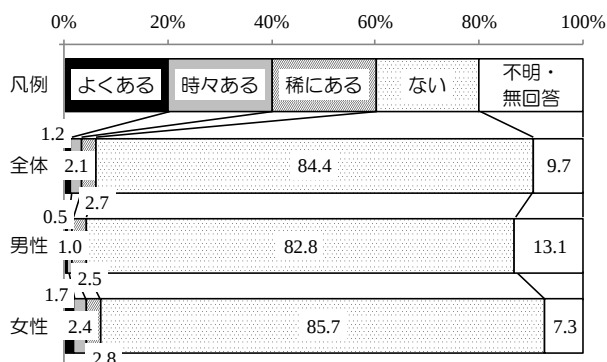
【C.性行為の強要などの性的暴力】



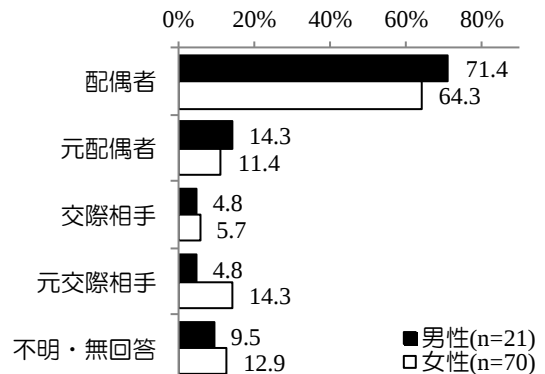
【D.生活費を渡さない、仕事に就くことを禁じるなどの経済的暴力】



【E.実家や友人との付き合いや本人の行動を監視、制限する社会的暴力】



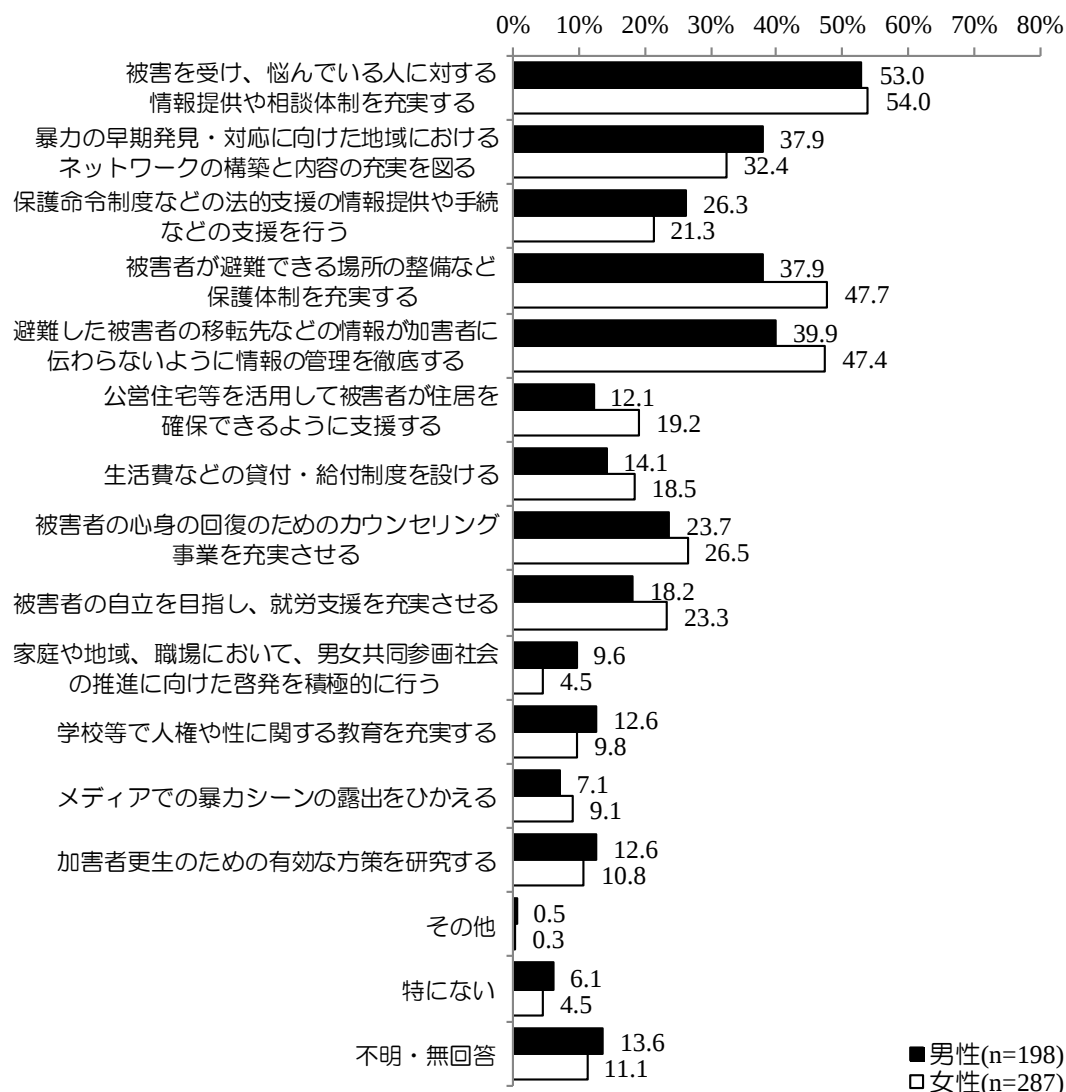
■暴力を受けた相手との関係



③配偶者や交際相手などからの暴力の防止や被害者支援

配偶者や交際相手などからの暴力の防止や被害者支援のために、特に必要なことについては、男女ともに「被害を受け、悩んでいる人に対する情報提供や相談体制を充実する（男性：53.0%／女性：54.0%）」というのが最も高く、次いで男性では「避難した被害者の移転先などの情報が加害者に伝わらないように情報の管理を徹底する」が39.9%、「被害者が避難できる場所の整備など保護体制を充実する」「暴力の早期発見・対応に向けた地域におけるネットワークの構築と内容の充実を図る」が37.9%となっています。女性では「被害者が避難できる場所の整備など保護体制を充実する」が47.7%、「避難した被害者の移転先などの情報が加害者に伝わらないように情報の管理を徹底する」が47.4%となっています。

■暴力防止や被害者支援に必要なこと



（６）男女共同参画の学習や施策

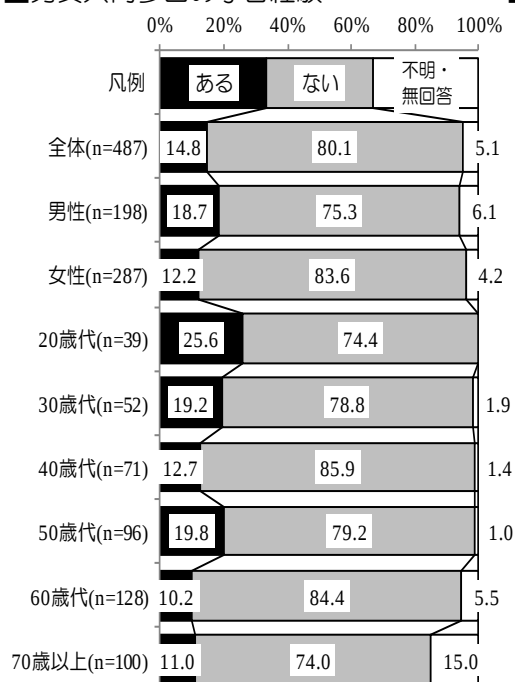
①男女共同参画の学習

男女共同参画がどのようなものなのかということ、学んだり、教えられたりしたことがあるかについては、「ある（男性：18.7%/女性：12.2%）」となっています。

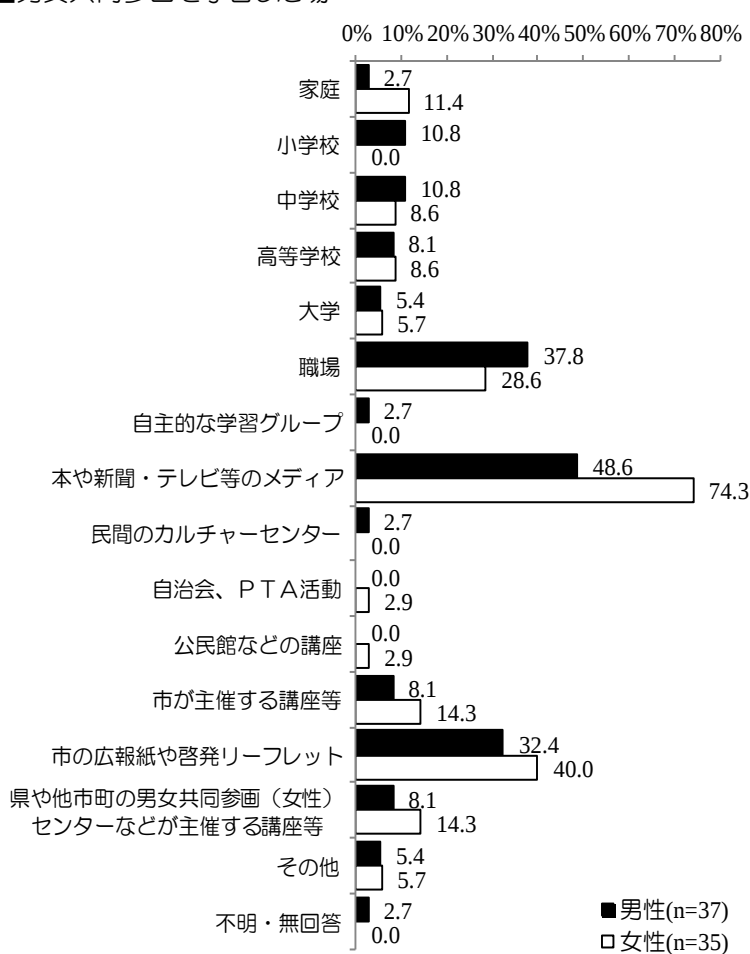
年齢別では、「ある」では、20歳代が3割弱と他の年齢に比べ高くなっています。

男女共同参画についての学習の場としては、男性は「本や新聞・テレビ等のメディア」が48.6%と最も高く、次いで「職場」が37.8%となっています。女性では「本や新聞・テレビ等のメディア」が74.3%と最も高く、次いで「市の広報紙や啓発リーフレット」が40.0%となっています。

■男女共同参画の学習経験



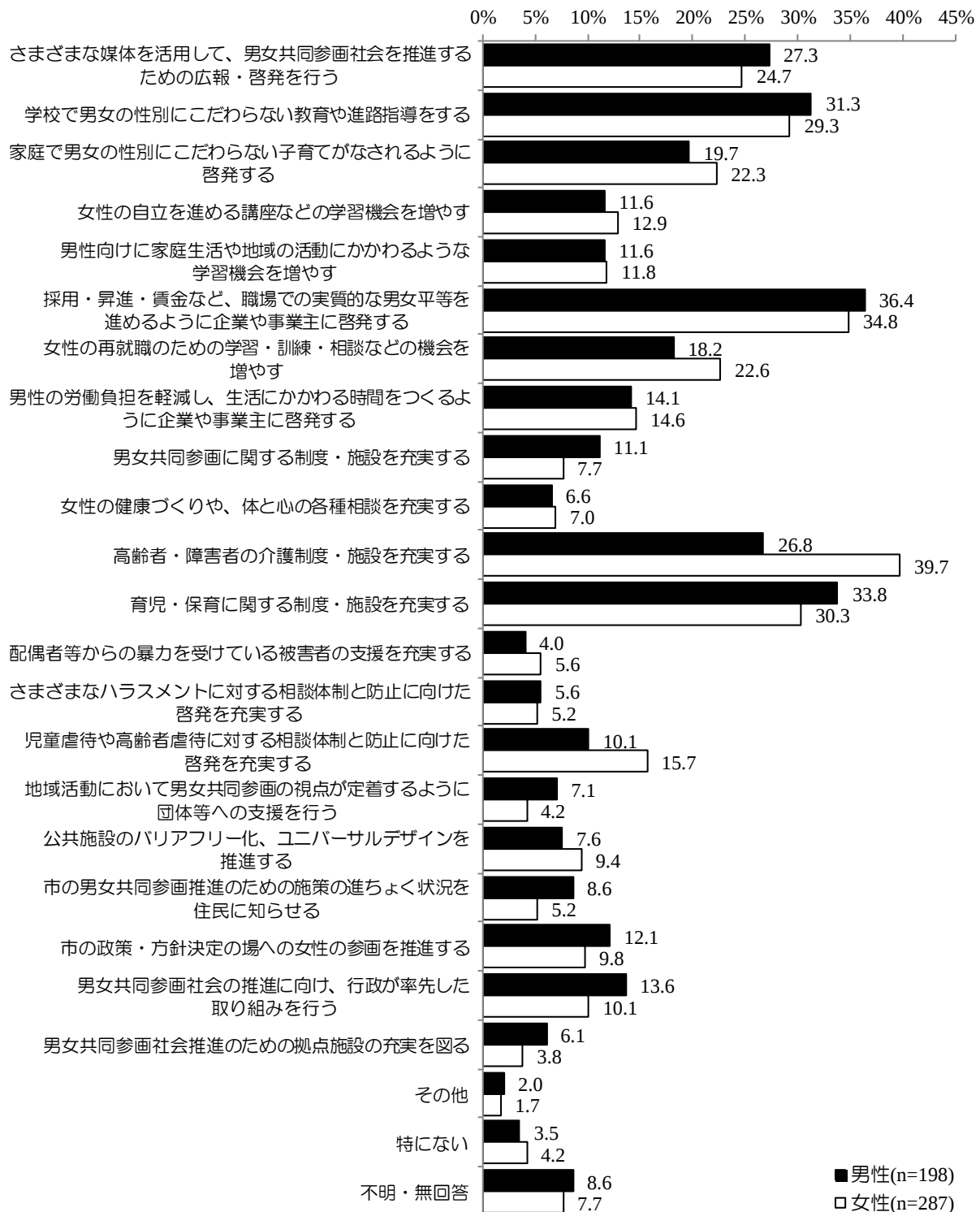
■男女共同参画を学習した場



②今後、御坊市が特に力を入れるべき施策

男性は「採用・昇進・賃金など、職場での実質的な男女平等を進めるように企業や事業主に啓発する」が36.4%と最も高く、次いで「育児・保育に関する制度・施設を充実する」が33.8%となっています。女性は「高齢者・障害者の介護制度・施設を充実する」が39.7%と最も高く、次いで「採用・昇進・賃金など、職場での実質的な男女平等を進めるように企業や事業主に啓発する」34.8%となっています。

■今後、御坊市が力を入れるべきだと思うもの



3. 御坊市男女共同参画プランにおける取組状況と課題

御坊市は、平成 17 年の「御坊市男女共同参画プラン」において、(1)男女共同参画意識の確立 (2)政策・施策等決定過程への男女共同参画の促進 (3)男女が共に働く環境整備の促進 (4)家庭・地域における男女共同参画の促進 (5)男女が共に健やかに暮らせる環境整備の促進の 5 つの重点目標を掲げ、施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

ここでは、その取り組み状況と課題についてまとめておきます。

(1)「男女共同参画意識の確立」への取組

①固定的な性別役割分担意識の解消と制度・慣行の見直し

男女共同参画社会の実現に向けて市民や市職員の意識変革を進めるため、講座や講演会、研修等による啓発、冊子やインターネット等を通じた情報提供などの取組を推進してきました。

しかし、平成 25 年度の住民意識調査結果からは、あらゆる世代において男女共に根強い固定的な性別役割分担意識が残っており、社会のさまざまなシステムがすべての人に公平であるという状況ではありません。今後も市民や市職員に対し、男女共同参画の実現に向けたさらなる意識啓発や情報提供を進めていかなければなりません。

②男女共同参画を推進する教育・学習の推進

社会的・文化的につくられた性差(ジェンダー)⁸に起因する差別意識や固定的な性別役割分担意識の解消のためには、学校・家庭・地域等における教育や学習の果たす役割が非常に大きく、幼児教育・学校教育、家庭教育等、すべての教育の領域において、ジェンダーの視点をふまえて行われることが重要です。御坊市においても、この視点をふまえた教育・学習に取り組んできました。

しかし、平成 25 年度の住民意識調査結果からは、「教育の場」においては平等感が高いものの、その他の場においては、依然として男性優遇のシステムであり、公平であるという状況にはまだありません。男女共同参画の視点に立った考え方や態度が人々の間に浸透していくためには、小さい頃から男女平等意識を身につけるような教育を受けていくことが大切です。

③女性の人権を尊重する意識啓発の推進と支援体制の整備促進

DV⁹など女性に対する暴力の根絶に向けての取組として、広報誌等を通じての啓発活動や関係機関と連携しての DV 被害者支援に取り組んできました。

しかし、平成 25 年度の意識調査においては、DV 被害経験（身体的、性的、精神的、経済的暴力のいずれか）がある人の割合は、女性で 19.9%、男性で 9.6%となっています。また、DV 等の被害経験がある人のうち約 3 割が誰にも相談しておらず、相談した場合でも家族や友人・知人が相談相手となり、公的な相談機関の相談窓口はほとんど利用されていません。

④国際協調による男女共同参画意識の醸成

男女共同参画の取組は、国際社会における様々な動きと密接に連動しています。男女共同参画に関連した国際社会の動向について、国や県と連携して情報提供の充実を図り相互理解を深めることが必要です。

⁸ ジェンダー：人間が生まれついてもっている「生物学的性別」とは別に、社会的・文化的に作り上げられた「社会的性別」のことをいう。社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」がある。

⁹ DV：Domestic Violence の略。家庭内の暴力行為のことで、「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあったものから振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

しかし御坊市では、NPO 団体(NPO 法人ラック)において文化交流が行われているものの、行政としての取組は進んでいない状況にあります。また、市内で生活する外国人が、地域社会で安心して暮らすことができるよう、文化交流の機会を提供するとともに、生活に関する様々なことについて相談できる体制を充実させていくことが必要です。

(2)「政策・施策等決定過程への男女共同参画の促進」への取組

①政策・施策等決定過程への女性の参画の促進

男女共同参画社会の実現に向けて、庁内においては審議会等への女性の参画促進、女性職員の役職者への登用を促進してきました。市職員の役職者に占める女性比率は平成 25 年 4 月時点で 2.8%と、プラン策定時から一定の進展はみられるものの、低い水準にとどまっています。審議会等の女性委員の比率も 25.0%と、平成 21 年の 24.7%から横ばい状態となっています。

また、平成 25 年度の住民意識調査結果からみると、地域組織等における方針決定の場への参画はまだ不十分な状況にあります。政策・方針決定の場への男女共同参画を推進するには、固定的な性別役割分担意識を解消していくとともに、女性自身が意欲を高め、エンパワメント¹⁰を図る必要があります。

(3)「男女が共に働く環境整備の促進」への取組

①男女が共に活躍できる環境の整備促進

女性が労働の場において十分に能力を発揮できるよう、セミナー等を通じての女性管理職の育成や女性労働者の積極的登用などや女性の再就職支援として各種セミナー、就職情報の提供等を図ってきました。

しかし、各種の実態調査結果からは、女性では正規就業を希望している人が多いにもかかわらず、現実には非正規就業者や専業主婦が多く、男性に比べ希望と現実の間には大きなギャップがあることが明らかになっています。

今後も、広く啓発を進めるとともに、中小企業の実態に応じた取組支援を行う必要があります。また、特に事業者に対して多様な働き方が可能となる就業環境の整備や、組織内での固定的な性別役割分担意識に基づく慣行の是正について、積極的な働きかけを進めていくことが重要です。

②男女で担う育児・介護支援の充実

仕事と子育て・介護の両立支援として、多様な地域子育て支援・介護支援サービスの提供等に取り組んできました。また、ワーク・ライフ・バランス¹¹について広く普及啓発を行うとともに、料理教室の開催等を通じて男性の家庭生活への積極的な参画促進を図ってきました。

しかし、各種の実態調査においても女性の離職理由としては家事・育児に関する項目が最も多く選択されています。また、同調査では、男性は女性に比べ仕事に費やす時間が長い一方で家事・育児時間が大幅に少ないことも明らかになっており、男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現するには多くの課題が残されています。

今後は、さらなる保育サービスの拡充を進めるなど社会全体での子育て・介護支援体制の整備を図るとともに、出産・育児を理由に女性が退職すべきという意識の解消や、ワーク・ライフ・バランスの必要性の周知、男女がともに育児・介護のための休業・休暇を取得しやすい環境の整備、男性の家庭生活への積極的な画意識の形成等を進めていく必要があります。

¹⁰ エンパワメント：自己決定する能力を身に付け、法的・経済的・政治的な意思決定の場に主体的に参画すること。

¹¹ ワーク・ライフ・バランス：老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

(4)「家庭・地域における男女共同参画の促進」への取組

①男女が共に参画できる地域社会づくりの促進

様々な場面において学習機会、情報、活動の場などの提供をするとともに地域で活動する団体の自主的な交流活動の支援を図ってきました。また、保健、医療・福祉、社会教育の推進、まちづくりの推進など様々な地域課題の解決に向けて、市民による取組が展開されています。

しかし、平成 25 年度の住民意識調査結果からは約 4 割弱の男女が特に地域活動へは参加していないといった結果がでています。特に若い世代での地域活動への参加意識が低くなっています。

今後は、市民一人ひとりが地域に目を向け、様々な意見や能力を活かし地域活動に取り組むことが重要です。そのためには、より若い世代も含めた多くの男女が参加・参画できる地域活動における男女共同参画を推進する必要があります。その際、女性のリーダー育成も同時に進めていく必要があります。

②男女が共に築く家庭生活の実現

公民館等では男性への料理教室開催等を通じて男性の家庭生活への積極的な参画促進を図ってきました。

しかし、平成 25 年度の住民意識調査結果からは、依然として家庭内は主に女性が中心的な役割を担っています。その背景には「男は仕事、女は家庭」、「家族を養うのは夫の役目」、「家事育児は女性の方に適性がある」などといった考え方が根強くあり、性別によって固定された役割分担意識があります。

今後は、男性も家庭生活に積極的に参画することで、生活の様々な場面から生きがいを見つけ出し、豊かな人生を築いていくことが望まれます。

(5)「男女が共に健やかに暮らせる環境整備の促進」への取組

①生涯を通じた健康生活の支援の充実

疾病や障害の早期発見、予防を目的とした乳幼児健康診査、予防接種などの事業の他、少子化や核家族化の進行の中で、身近な相談相手のいない育児不安を抱えた親の増加に伴う、育児・子育て支援を目的とした事業の充実を図ってきました。

一方、様々な情報が氾濫する中で、今後も、生命の尊さを学び、母性と父性の涵養を図るため、思春期における体験学習事業を推進していく必要があります。

また健康づくりに関心の高い昨今においては、健康寿命を延ばし、質の高い健康な生活を目指すことがもとめられています。心身ともに健やかで生きがい豊かに過ごせるよう啓発を図り、健康づくり対策を推進していくことが求められています。

②高齢者等が安心して暮らせる環境の整備促進

高齢者の生きがい対策として事業の充実を図ってきました。しかし、地域とのつながりの希薄化や核家族化が進むなか、単身高齢者世帯の増加など、個人や家族だけでは十分に対応できない社会全体で解決すべき課題も見受けられるようになってきています。

今後は、高齢者を単に支えられる側に位置づけるのではなく、社会を支える重要な一員としてとらえた環境の整備に努めることはもちろん、若年期からの高齢期を見据えた性別にとらわれない生活設計の啓発も必要となってきます。

4. 現状と課題からみる今後の方向性

前回プラン以降の現状と課題からみた、今後の御坊市における男女共同参画推進における大きな課題及び今後の方向性は、以下のとおりです。

●性別による固定的役割分担意識の解消

平成 25 年度の住民意識調査では、「男は仕事、女は家庭を守るべき」という固定的な性別役割分担に肯定的な考え方の人が、未だ根強く残っている状況です。今後は、あらゆる人が男女共同参画の必要性に共感できるよう情報発信を進めるなど、市民的広がりを持ったきめ細やかな広報・啓発活動が必要です。

●雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保

雇用の場における男女平等については、男女雇用機会均等法の改正など法制度の整備が進んだにもかかわらず、企業における管理職比率、賃金、勤続年数等で依然として男女の格差があり、これを是正していく必要があります。

企業の実情を踏まえたうえで、関係機関と連携して効果的な働きかけを行う必要があります。

●仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

平成 25 年度の住民意識調査では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について、「内容までよく知っている」と回答した人の割合は 20.3%で、まだ認知度は低い状況です。経済団体等関係機関との連携により、長時間労働の見直しや男性の育児休業の取得促進など、企業への啓発を進める必要があります。また、保育サービスや介護サービスの充実など、男女を問わず誰もが安心して仕事と育児や介護を両立できる環境づくりを進める必要があります。

●地域における男女共同参画の推進

地域における男女共同参画の推進には、地域活動の方針決定過程への女性の参画を促進する必要があります。しかし、地域の自治会長への女性の就任率は、平成 25 年 4 月 1 日現在 8.2%であり、女性の参画は十分とはいえない状況です。

男女共同参画が地域に浸透していくため、従来の組織の枠組みを超えて、広く男女共同参画の視点をもって地域の様々な活動が展開されるよう、支援を一層充実する必要があります。

●政策・方針決定過程への女性参画促進

審議会等委員への女性の参画率は 25.0%（平成 25 年 4 月 1 日現在）と低い状況であり、女性委員のいない審議会等も解消されていません。さらに実効性のある取組が求められます。

また、市の管理職に占める女性の割合についても、2.8%（平成 25 年 4 月 1 日現在）と十分とはいえず、女性職員の活躍推進のための重点的な取組が必要です。

●配偶者等からの暴力の防止

女性に対する暴力に関する相談件数は年々増えており、被害者が死亡する事件も起きるなど、被害が深刻化しています。配偶者等からの暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき緊急かつ重要な課題です。相談体制の充実を図り、保護から自立支援まできめ細かな切れ目のない支援が必要です。

また、交際している相手から受ける暴力、いわゆるデート DV の防止など、若年層を対象にした未然防止のための啓発が大切です。

第3章 プランの基本的な考え方

1. 基本理念

男女共同参画社会とは、男女が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障されるとともに、性別にとらわれることなく、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつともに責任を分かち合える社会をさします。

本プランの上位計画である第4次御坊市総合計画では、目標とする将来の都市像を「人と自然と産業が調和し まちが輝き笑顔あふれる 元気な御坊」としています。

そこで本プランでは、男女共同参画の視点から諸施策に取り組むための基本理念を総合計画の将来都市像から継承し、

「一人ひとりが“いきいき” 笑顔あふれるまち ごほう」

とします。

また、本プランは次の項目を基本的視点とし、施策を推進していきます。

【基本的視点】

- 男女の人権の尊重
- あらゆる分野での男女共同参画の推進
- エンパワーメントの促進
- 仕事と家庭（地域生活含む）の両立

2. 基本目標

基本理念の実現をめざし、施策を総合的・計画的に推進していくために、5つの基本目標を定めます。

【基本目標1 男女共同参画の意識の確立】

男女がともに家事や子育て、介護などに参加し、家族の絆を保ち、仕事のやりがいや出産・育児の喜びを共有できるよう、意識づくり・人づくりを行います。

【基本目標2 男女がともに働く環境整備の促進】

男女ともに仕事と家庭生活を調和させながら、就労形態を選択でき、持てる能力を十分発揮し、働きに応じた処遇が得られるよう、支援や環境づくりを行います。

【基本目標3 地域活動等あらゆる分野への男女共同参画の推進】

性別にかかわらず多様な個性と能力をもつ人材が、様々な立場から社会のあらゆる分野に参画でき、一人ひとりが充実して地域社会が元気になるよう、支援や環境づくりを行います。

【基本目標4 男女がともに健やかに安心して暮らせる環境整備の促進】

男女がともに助け合い、一人ひとりが生涯を通じて健康で自立し安心して暮らしていけるよう、支援や環境づくりを行います。

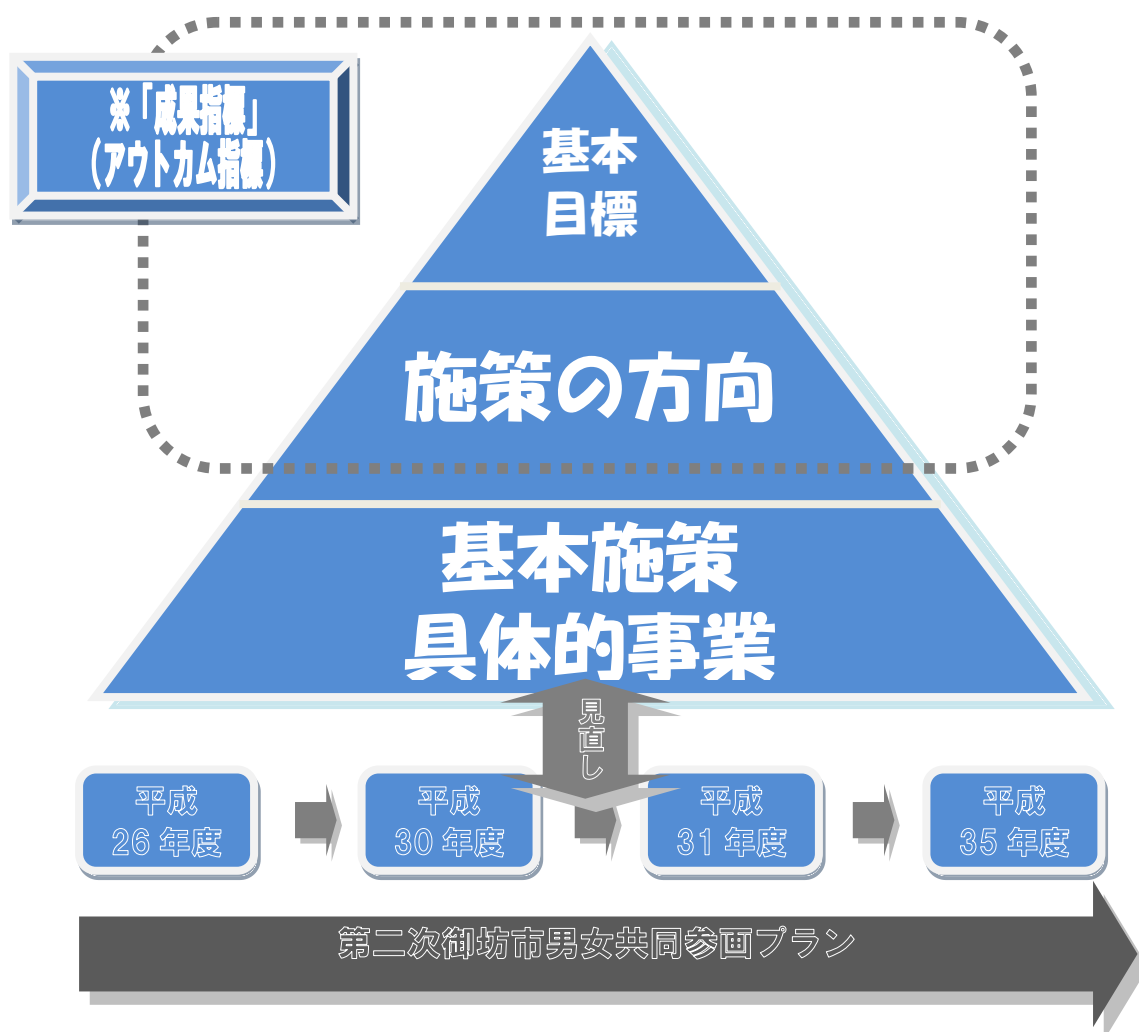
【基本目標5 男女間における暴力の根絶】

男女間における暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、暴力の根絶に向けて、暴力は許さないという意識づくり・環境づくりを行います。

3. プラン体系・施策体系図

本プラン（第2次）では、前プランの課題を踏まえ、全体像をわかりやすくするため体系を見直し、5つの「基本目標」、取り組むべき「施策の方向」、今後推進する「基本施策」「具体的事業」に整理しました。

また、5つの基本目標について課題達成状況を測る成果指標（「取組の結果、“何”が“どのように”なったか」）を設定し、平成35年度末まで取り組みます。なお、中間年である平成30年度を目途に達成状況を把握します。



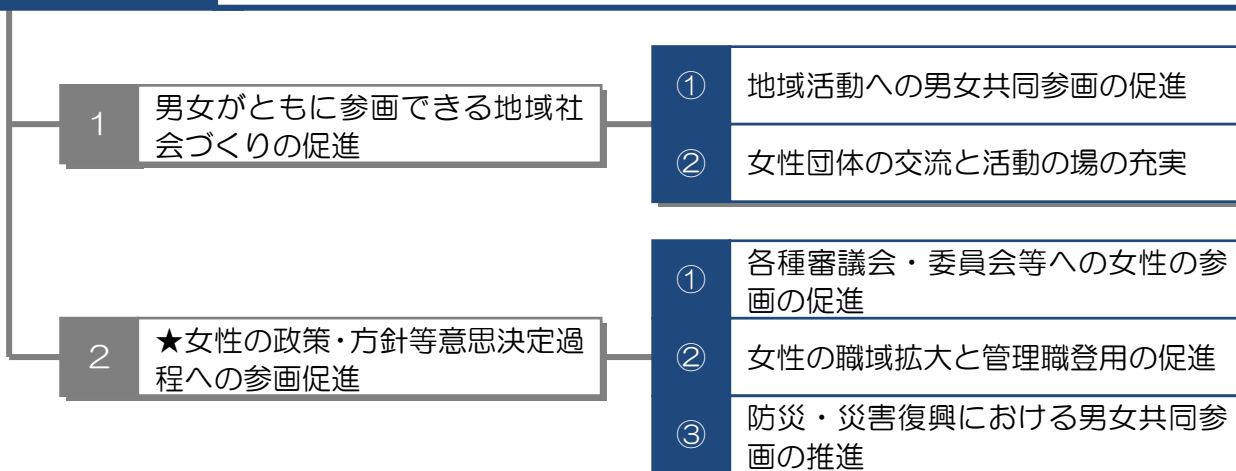
基本目標 1 男女共同参画意識の確立

1	★固定的な性別役割分担意識の 変革	① 市民への男女共同参画に関する各種 情報発信、普及啓発活動の推進 ② 家庭・地域・職場等における慣習・ 慣行・制度の変革
2	★男女共同参画への理解を深め る学習・教育の推進	① 学校・家庭・地域等における教育・ 学習の推進 ② 生涯学習の推進 ③ 女性の参画を促すリーダー養成等の 推進
3	家庭での男女共同参画の推進	① 夫婦や家族等で家事・育児等に協力 し合う意識づくり ② 男性の家事労働を支援する取組の実 施
4	メディア等を通じた男女の人権 尊重の推進	① 男女の人権を尊重した表現の推進 ② メディアを活用した男女の人権尊 重、男女共同参画の普及啓発の推進 ③ 男女の人権尊重、男女共同参画に関 する学習機会の充実
5	国際協調による男女共同参画意 識の醸成	① 国際理解と国際交流の推進

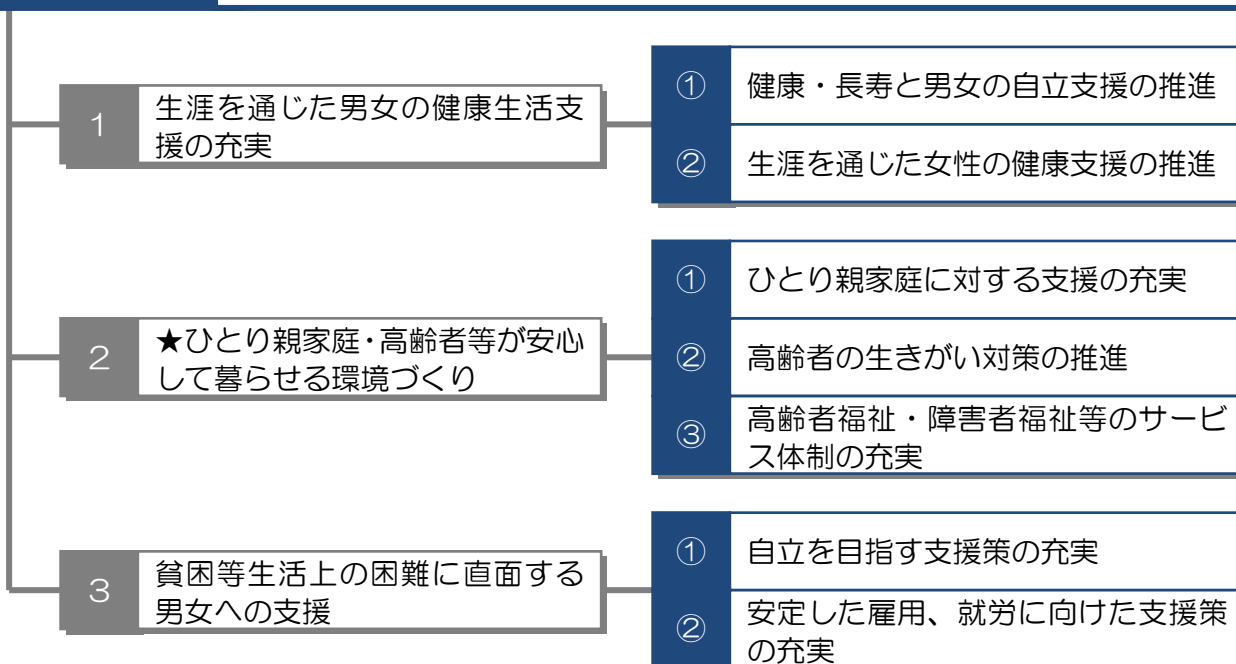
基本目標 2 男女がともに働く環境整備の促進

1	男女がともに活躍できる環境整 備の促進	① 事業者等への雇用や労働に関する法 律及び各種制度の周知と活用の促進 ② 職業能力開発と向上のための支援対 策の推進 ③ 農林水産業、商工業等自営業におけ る環境整備の促進
2	仕事と生活の両立しやすい環境 づくり	① 仕事と生活の調和の意識啓発 ② 仕事と生活の調和に向けた環境整備
3	★男女で担う育児・介護支援の充 実	① 男女が共に育む子育て支援の推進 ② 男女で支えあう介護支援の推進

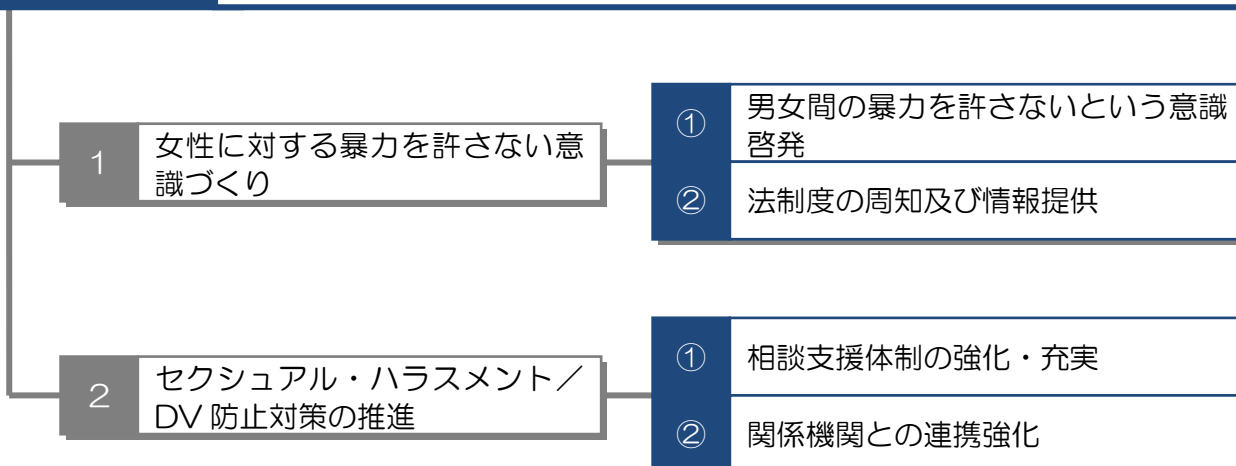
基本目標3 地域活動等あらゆる分野への男女共同参画の推進



基本目標4 男女がともに健やかに安心して暮らせる環境整備の促進



基本目標5 男女間における暴力の根絶



第4章 プランの内容

基本目標1 男女共同参画意識の確立

男女共同参画の推進には、教育・学習を通じての市民一人ひとりが男女共同参画に対する正しい理解や意識を持ち、自らの意思で行動できることが重要です。

また、高度情報化社会の進展の中で、メディアを通じた啓発は社会に与える影響も大きく、有効であるため、メディアによる男女の人権尊重の意識づくりを推進することも重要な課題です。

(1) 固定的な性別役割分担意識の変革(★重点施策)

男女が互いを尊重しつつ個性と能力を発揮する社会を実現するために、男女共同参画の趣旨の理解に努め、身の回りの固定的な役割意識を認識し、一つひとつ見直していくことが必要です。

そのために、男女共同参画に関する情報の収集、発信に努め、必要なところに適切な情報が届くよう施策を展開していきます。

【基本施策】

①市民への男女共同参画に関する各種情報発信、普及啓発活動の推進

具体的事業・取組内容等	担当課
・ 男女共同参画に関する拠点機能の整備 ・ 各種情報の発信、学習講座等の実施、普及啓発	人権・男女共同参画推進室
・ 「広報ごぼう」、ホームページ等の活用 ・ 男女共同参画に関する状況や制度、取組み等の情報提供、啓発活動	人権・男女共同参画推進室 秘書室
・ 家庭や職場での男女共同参画をテーマにした講演会等の学習機会の提供 ・ 「男女共同参画週間」「人権週間」での広報、啓発活動	人権・男女共同参画推進室 人権・男女共同参画推進室

②家庭・地域・職場等における慣習・慣行・制度の変革

具体的事業・取組内容等	担当課
・ 慣習・慣行・制度を見直すための啓発活動の促進 ・ 男女共同参画に係る各種資料・情報の収集と提供	人権・男女共同参画推進室 人権・男女共同参画推進室

(2) 男女共同参画への理解を深める学習・教育の推進(★重点施策)

男女が固定的な役割意識にとらわれることなく、お互いに尊重しいきいきと生活を営むためには、学校や地域、家庭などにおいて男女共同参画の意識を浸透させる適切な教育や啓発が重要になります。そのため、児童生徒、青年など固定的な役割意識の少ない若い世代に、関心をもって理解してもらう施策を展開していきます。

また、誰もが性別にとらわれず個性や能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画できるよう、多様な学習機会の確保・充実を図っていきます。

【基本施策】

①学校・家庭・地域等における教育・学習の推進

具体的事業・取組内容等	担当課
・ 一人ひとりの個性や能力の尊重 ・ 人権の尊重、男女平等、相互理解についての学習、指導の充実	教育総務課
・ 男女共同参画の視点に立つ、学校行事や PTA 活動の促進	教育総務課 生涯学習課
・ 家庭内における学習機会の充実	人権・男女共同 参画推進室

②生涯学習の推進

具体的事業・取組内容等	担当課
・ 子どもから高齢者に至るまでの、市民の学習機会の拡充	生涯学習課
・ 各種研修会、懇談会等による情報の交換、収集、提供を推進	生涯学習課
・ 「広報ごぼう」やマルチメディア等の活用 ・ きめ細かい生涯学習情報の提供推進	生涯学習課
・ 市民の多様な学習ニーズへの対応 ・ 地域コミュニティセンターや隣保館等を活用した事業の充実	生涯学習課 人権・男女共同 参画推進室
・ 市民の自主的、自発的な学習グループの支援と育成	生涯学習課
・ 生涯学習の指導者の育成と発掘	生涯学習課

③女性の参画を促すリーダー養成等の推進

具体的事業・取組内容等	担当課
・ 国や県等が開催する研修会、講座等への参加の促進	人権・男女共同 参画推進室
・ 地域社会における活動リーダーの養成	人権・男女共同 参画推進室
・ 団体等の交流の場や機会の充実	人権・男女共同 参画推進室

（３）家庭での男女共同参画の推進

少子化、核家族化の進行や地域連帯意識の希薄化、情報の氾濫等の中で、子育てや介護の責任を一人で背負い、家庭での孤立感、閉塞感に悩む女性も少なくありません。また、男性の就労環境は、家庭における父親の役割を考慮していない点が多く、父親の家事・育児時間は母親に比べて少ない状況です。

そのため、男性が家庭生活に参画することにより、男性自身にとっても仕事の世界とは異なった豊かさを体験できる機会の確保・意識啓発の促進を中心に施策を展開していきます。

【基本施策】

①夫婦や家族等で家事・育児等に協力し合う意識づくり

具体的事業・取組内容等	担当課
・ 家庭生活に対しても責任を持つことができる広報・啓発活動の促進	人権・男女共同参画推進室
・ 子育て講座等の家庭教育に関する学習機会の提供	人権・男女共同参画推進室
・ 長時間労働の抑制など、働き方の見直し促進 ・ 男性の子育てについての理解を深める取組を推進	社会福祉課 健康福祉課

②男性の家事労働を支援する取組の実施

具体的事業・取組内容等	担当課
・ 男性の家庭生活における自立を促すための学習機会の提供	人権・男女共同参画推進室
・ 生活面での自立に必要な基礎的な生活技術を習得できる学習機会の提供 ・ 健全な食生活のための食育の推進	生涯学習課 健康福祉課

（４）メディア等を通じた男女の人権尊重の推進

市広報、新聞、テレビ等メディアを通じた啓発は有効です。しかし、社会に与える影響も大きいことから、媒体に携わる人々が男女の人権尊重意識を持つことが重要になります。

市の発行する刊行物については、男女の人権尊重、男女共同参画の視点に立った表現に努めるとともに、男女の人権尊重及び男女共同参画に関する意識啓発を推進するための学習機会の充実に努めていきます。

【基本施策】

①男女の人権を尊重した表現の推進

具体的事業・取組内容等	担当課
・ 市刊行物において男女共同参画の視点に立った表現	関係各課
・ 「表現のガイドライン」 ¹² 等をホームページ等で周知・啓発及び市職員への周知・徹底	人権・男女共同参画推進室

②メディアを活用した男女の人権尊重、男女共同参画の普及啓発の推進

具体的事業・取組内容等	担当課
・ 広報紙及びホームページ等によるきめ細やかな情報提供及び広報活動	人権・男女共同参画推進室 秘書室

¹² 男女共同参画の視点に立った、望ましい表現を用いた行政広報物を作成する留意点をまとめたもの。

③男女の人権尊重、男女共同参画に関する学習機会の充実

具体的事業・取組内容等	担当課
・ 男女共同参画に関する講座・講演会の開催、調査・研究事業等の充実 ・ 女性のキャリア形成支援の観点からの関係機関との連携・共働	人権・男女共同参画推進室
・ メディア・リテラシー ¹³ に関する教育、学習機会の充実	人権・男女共同参画推進室

(5) 国際協調による男女共同参画意識の醸成

男女共同参画の取組は、国際社会における様々な動きと密接に連動しています。

男女共同参画に関連した国際社会の動向について、国・県と連携して情報収集・提供の充実を図るとともに、私たち一人ひとりが、国際交流や国際協力を通じて互いの文化や国民性に対する理解を深め、抱えている問題をともに考えながら、国際社会の一員であるという認識を持って、男女共同参画意識を高めていきます。

【基本施策】

①国際理解と国際交流の推進

具体的事業・取組内容等	担当課
・ 男女共同参画社会の実現に向けた、国際社会の様々な情報の収集と提供	企画課
・ 国際性豊かな人材育成のため、学校教育における語学教育や異文化理解	教育総務課
・ 各種イベントを活用した在住外国人と市民の交流促進	企画課
・ 外国人のための相談窓口の充実	関係各課

¹³ メディア・リテラシー：メディアからの情報を主体的に選択し、内容を分析・読解して活用できる能力やメディアを適切に選択し、発信する能力のこと。

基本目標２ 男女がともに働く環境整備の促進

女性の社会進出、男女の職域拡大が進む中で、雇用環境は改善されつつありますが、未だ女性が能力を十分発揮できる環境が実現しているとは言えません。働きたい人が性別にかかわらず、その能力を十分に発揮することができる社会づくりは、男女共同参画社会の実現にとって重要な意味を持っています。

そこで、男女が性別により差別されることなく均等な機会を与えられ、個人の能力に応じた待遇が受けられることなど、男女雇用機会均等法等関係法令の履行が十分に確保される必要があります。

また、女性は家事、育児、介護などにより、働き続けることが容易でないという現状もあり、個々の人生の各段階に応じて個性と能力を十分に発揮し、意欲を持って働ける環境づくりが重要です。

（１）男女がともに活躍できる環境整備の促進

女性の就業率が高まる一方、仕事と家庭の両立が難しいなどの理由から女性が仕事を辞めたり、男性も職場優先の企業風土の中で活動の場が職場に偏りがちになっている状況があります。

このため、男女が家族の一員としての責任を果たしながら仕事を継続することができるように、多様でかつ柔軟な働き方を可能とするような環境整備を進めていきます。

また、仕事と家庭生活のバランスを図れるよう、能力開発・技術向上のための施策や、在宅ワークやテレワーク等新しい就業形態に関する施策を展開していきます。

農業や商工業等の自営業においては、就業条件の整備とともに、女性が家族従事者として果たしている役割の重要性を評価し、対等なパートナーとして個性と能力を発揮することができる環境整備（家族経営協定制度¹⁴など）を図っていきます。

【基本施策】

①事業者等への雇用や労働に関する法律及び各種制度の周知と活用の促進

具体的事業・取組内容等	担当課
・ 男女の均等な雇用機会と待遇の確保についての法制度の周知・啓発の促進	商工振興課
・ 育児休業・介護休業制度の活用についての周知・啓発	人権・男女共同参画推進室 商工振興課
・ セクシャルハラスメントの防止についての啓発	人権・男女共同参画推進室 商工振興課
・ 労働基準法、男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の母性保護及び健康管理の啓発	健康福祉課 商工振興課
・ パートタイム労働法、労働者派遣法、家内労働法等の情報提供	商工振興課

¹⁴ 家族経営協定制度：家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

②職業能力開発と向上のための支援対策の推進

具体的事業・取組内容等	担当課
・能力開発と技術向上のための情報提供	商工振興課
・起業家に対するセミナー等の学習機会の情報提供	商工振興課

③農林水産業、商工業等自営業における環境整備の促進

具体的事業・取組内容等	担当課
・農林水産業、商工業等の自営業に従事する女性の地位向上に向けての啓発	農林水産課 商工振興課
・労働時間の適正化や休暇の取得等の就業環境整備についての啓発	農林水産課 商工振興課
・女性が、知識や技術、経営管理能力を習得できる研修会等の学習機会の提供	農林水産課 商工振興課
・地域特産物を活かした活動等を通じての、男女が共に参画できる環境づくり	農林水産課 商工振興課

（２）仕事と生活の両立しやすい環境づくり

就労と子育て・介護との両立は、家族の協力と職場内の理解と制度の充実が重要です。しかし家庭のことは依然女性に偏っており、就労等との両立は難しい状況にあります。

仕事も家庭もバランスよく負担しあい、人生の各段階に応じて仕事、家庭、地域などで多様な生き方が選択できる「ワーク・ライフ・バランス」の在り方を啓発し意識を高めていきます。

また、育児・介護休業法など子育て・介護のための制度が十分理解され、活用されるよう、事業所等に対してきめ細かく周知・啓発を進めていきます。

【基本施策】

①仕事と生活の調和の意識啓発

具体的事業・取組内容等	担当課
・女性の積極的登用やワーク・ライフ・バランスに取り組む事例紹介及び有効性についての企業への啓発	人権・男女共同参画推進室
・次世代育成支援対策推進法等の広報・啓発	社会福祉課

②仕事と生活の調和に向けた環境整備

具体的事業・取組内容等	担当課
・育児・介護休業法や労働基準法の改正についての広報・啓発、情報提供	人権・男女共同参画推進室 商工振興課
・育児・介護休業制度の周知徹底	商工振興課
・年次有給休暇を含めた各種休暇を取りやすい環境の整備	
・育児休業を取得した市職員に対する職場復帰のための情報提供・支援	総務課
・子育て期にある市職員に対する積極的な支援	

（３）男女で担う育児・介護支援の充実（★重点施策）

男女共同参画社会では、子どもの養育や家庭の介護等家庭生活における活動は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に行われることが必要です。

長時間労働や転勤等により家事・育児の多くを女性が担い、育児不安に悩む母親も増えています。一方、社会・経済状況の変化に伴う雇用システムの変化や心の充足の必要性等から、男性も家庭や地域生活に参画することが求められています。

こうした状況から、男女がともに育児や介護に関わっていくことができるよう、地域や社会全体で支援していきます。

【基本施策】

①男女がともに育む子育て支援の推進

具体的事業・取組内容等	担当課
・ 乳児保育、延長保育、一時保育等ニーズに適応した保育内容の充実	社会福祉課
・ 保育園、子育て支援センターによる育児相談事業、交流活動事業の推進	社会福祉課
・ 家庭、幼稚園、保育所（園）等の関係機関の連携強化	社会福祉課 教育総務課
・ 保健師・保育士等による育児相談の充実	社会福祉課 健康福祉課
・ 子育てサロン、子育て講座の充実	健康福祉課
・ 地域ぐるみでの子どもの育成	社会福祉課 教育総務課 生涯学習課

②男女で支えあう介護支援の推進

具体的事業・取組内容等	担当課
・ 家族介護者の健康管理の観点からの訪問指導事業、健康相談事業の推進	健康福祉課
・ 在宅介護世帯に対する心身のリフレッシュ支援や交流事業、介護教室事業の推進	健康福祉課
・ 介護保険制度の周知徹底	健康福祉課

基本目標3 地域活動等あらゆる分野への男女共同参画の推進

男女がともに施策や方針の立案・決定の場へ参画することは、男女共同参画社会を実現する上で極めて重要です。しかし、こうした意思決定の場への女性の参画は未だ十分とは言えません。地域によっては女性の地位向上を妨げる固定的役割分担意識が根強く残っています。

そこで、社会制度や慣行、性別による固定的役割分担意識にとらわれず、あらゆる分野で男女がともに個性と能力を十分に発揮し、意欲を持って豊かで活力ある地域づくりに参画できる環境が求められています

(1) 男女がともに参画できる地域社会づくりの促進

地域のまちづくりにおいては、自主的な活動を展開している地域団体、NPO、ボランティア団体等が大きな役割を担っており、これら団体と行政によるパートナーシップ¹⁵（協働）が必要となっています。しかし、自治会などの地域活動では、慣行として組織の役職者は男性であることが多く、方針決定の場では、女性は補助的な存在に甘んじ、リーダーとなる役職者が少ない状況が見受けられます。

今後、市民活動の多様なニーズの受け皿としてこれらの団体の相対的役割が高まる中、男女どちらか一方のみが職責を担うのではなく、男女がともに参画しつつ、役職についても平等・応分に担っていくことができるよう施策を展開していきます。

【基本施策】

①地域活動への男女共同参画の促進

具体的事業・取組内容等	担当課
・ 男女の地域活動への参画についての広報・啓発活動	関係各課
・ 地域コミュニティ活動や隣保館等を活用した事業の充実、及びそれらへの男性の参画促進	生涯学習課 人権・男女共同参画推進室
・ ボランティアの育成・活用、学習機会の提供、及びそれらへの男性の参画促進	生涯学習課
・ 青少年の地域社会活動への参加促進、リーダーの育成	生涯学習課
・ 地域活動、ボランティア活動などへの男性の参画促進のための啓発 ・ シニア世代（50 歳代～60 歳代）の男性の地域活動への支援	関係各課

②女性団体の交流と活動の場の充実

具体的事業・取組内容等	担当課
・ 女性団体やグループの交流の場や機会充実、団体等の活動の促進	関係各課

¹⁵ パートナーシップ：協働。対等な協力関係のこと。それぞれの主体が自己を確立し、相互の認識と理解の上に立って共通の目的を持ち、「対等性」「公開性」が確保されていることを意味する。

（２）女性の政策・方針等意思決定過程への参画促進（★重点施策）

男女共同参画社会を実現するためには、政策・方針決定過程の場に男女が対等な立場で参画することが大切です。

女性が男性とともに政策・方針決定過程に参画することは、男女双方にとって住みやすく、暮らしやすい社会を創るための条件を伴っています。あらゆる分野において、企画段階から男女がともに参画し意見を反映させていくことが重要であり、そのことによって生活の視点やニーズが反映され新たな発想や価値観が生み出されることも期待されます。

しかし、政策・方針等の決定過程においては依然として進んでいない状況にあります。このことを踏まえ、積極的な取組への働きかけを行っていきます。

また、災害時においては、不便な生活環境の中で家事や育児などの家庭的責任に対する負担が女性に集中するといった、従来の固定的性別役割分担意識による問題点が顕著になる傾向があります。そのため、男女がともに支え助け合える防災・災害復興の体制づくりを進めていきます。

【基本施策】

①各種審議会・委員会等への女性の参画の促進

具体的事業・取組内容等	担当課
・ 各種審議会・委員会等の委員への女性の登用	関係各課
・ リーダー研修等を通じての人材の育成と発掘	関係各課
・ 女性自身が政策等決定の場に参画する意識を高めるための啓発	関係各課

②女性の職域拡大と管理職登用の促進

具体的事業・取組内容等	担当課
・ 市職員に対する専門研修、職務別研修等各種研修の充実、女性市職員の管理職等への登用	総務課
・ 民間企業や団体に対する、女性の職域拡大等を促進するための一層の啓発	関係各課

③防災・災害復興における男女共同参画の推進

具体的事業・取組内容等	担当課
・ 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者への配慮	防災対策課 健康福祉課 社会福祉課
・ 被災時の男女のニーズの違いをふまえた防災知識の普及啓発・支援体制の整備	
・ 男女のニーズの違いに配慮した防災計画や各種マニュアル作成等	防災対策課

基本目標４ 男女がともに健やかに安心して暮らせる環境整備の促進

個人の生きがいや価値観は多様化していますが、生涯を通じて心身ともに健康でいきいきと暮らすことは、私たちの願いであり、男女共同参画社会の目指す姿でもあります。

そのためには、互いの生き方、考え方を尊重し、協力しつつ、生きる喜びを実感でき、心豊かな生活を送るための環境づくりが重要です。

（１）生涯を通じた男女の健康生活支援の充実

男女共同参画社会の形成に当たっては、女性も男性もそれぞれの身体の特性を十分に理解し合い、思いやりを持って生きていくことが大切です。特に女性には妊娠や出産をする可能性があることから、ライフサイクルを通じて正しい情報を提供し、支援していきます。

また、健康寿命を延ばし、質の高い健康な生活を送れるような施策を充実させていきます。

【基本施策】

①健康・長寿と男女の自立支援の推進

具体的事業・取組内容等	担当課
・ 健康教室・健康相談の開催 ・ 生活習慣改善指導や生活習慣病予防、要介護予防に関する知識の普及啓発	健康福祉課
・ 健康診査項目の充実 ・ 未受診者の受診勧奨と精密検査の受診率の向上	健康福祉課
・ 性差、ライフステージに応じた健康教育の推進	健康福祉課
・ エイズや性感染症などの健康に甚大な影響をもたらす疾病に対する正しい知識の普及啓発	健康福祉課
・ 薬物乱用による弊害についての啓発・対策	健康福祉課
・ 生涯を通じてスポーツに親しめる環境整備	健康福祉課 生涯学習課

②生涯を通じた女性の健康支援の推進

具体的事業・取組内容等	担当課
・ 母性と母性保護の重要性について啓発活動の促進	健康福祉課
・ 母子の健康の保持増進	健康福祉課
・ 疾病の予防対策の実施	健康福祉課

（２）ひとり親家庭・高齢者等が安心して暮らせる環境づくり（★重点施策）

昨今、ひとり親家庭（母子・父子家庭）が増加傾向にあり、児童の養育と生活の維持という課題を抱えていることから、経済的自立を図るための相談・指導を充実させるとともに、児童の養育を社会的に支援していきます。

また、高齢期の男女が年齢のみに基づく固定的な観念等にとらわれず、意欲や能力に応じて社会を支える重要な一員として、積極的に社会参画をしていくことが大切です。年齢や障害の有無にかかわらず、男女が健やかで安心して暮らせる社会に向けて、なお一層施策の充実を図っていきます。

さらに、在宅介護への支援など行政の実施する福祉サービスの充実に加え、高齢者や障害者など支えを必要としている方々を地域住民が協力して支えていく地域福祉ネットワークづくりを図っていきます。

【基本施策】

①ひとり親家庭に対する支援の充実

具体的事業・取組内容等	担当課
・ 社会的な自立のための相談事業の充実	社会福祉課
・ 児童扶養手当、自立支援教育訓練給付金等の支給	社会福祉課

②高齢者の生きがい対策の推進

具体的事業・取組内容等	担当課
・ 地域社会を基盤とした高齢者の生きがい対策の推進	健康福祉課
・ シルバー人材センターの活動支援を通じた高齢者の社会活動の促進	社会福祉課
・ 老人クラブ等の育成	健康福祉課
・ 高齢者が行う地域活動やサークル活動支援	健康福祉課
・ 学習活動、スポーツ・レクリエーション活動の促進	健康福祉課
・ 地域でのお互いが支えあうことができる環境作り	健康福祉課

③高齢者福祉・障害者福祉等のサービス体制の充実

具体的事業・取組内容等	担当課
・ 地域包括ケアの推進によるひとり暮らしの高齢者支援	健康福祉課
・ 保健・医療・福祉の連携による地域での自立した生活を支える施策の推進	社会福祉課 健康福祉課

（３）貧困等生活上の困難に直面する男女への支援

雇用・就業をめぐる変化、経済のグローバル化¹⁶など、社会情勢が変化中、生活に困難を抱える人々の状況は、貧困に加え“機会の不平等（教育や就労の機会が得られない）”“地域での孤立化”等、多様化かつ深刻化しています。

貧困状況をみると、あらゆる年齢層において女性の相対的貧困率は高く、特に高齢単身女性や母子世帯で高い傾向があります。この背景には、固定的性別役割分担意識の影響により家事・育児の負担が女性に集中するため、女性の多くが出産、子育て期に離職することや、働く場合でも低収入で不安定な非正規雇用に従事せざるを得ないといった、経済的自立を阻む状況があります。

今後、雇用情勢の厳しさが増す際には、若者や男性についても不安定な雇用が増加し、生活困難に陥るリスクが高まることから、幅広い層への支援を展開していきます。

【基本施策】

①自立を目指す支援策の充実

具体的事業・取組内容等	担当課
・ 離職者等への就職機会の創出の推進や生活安定対策の推進	商工振興課 社会福祉課
・ 母子家庭等に対する就業支援	社会福祉課
・ 性別や年齢にとらわれない就業の機会等の確保・啓発	商工振興課

②安定した雇用、就労に向けた支援策の充実

具体的事業・取組内容等	担当課
・ 働きやすい環境づくりの支援 ・ 育児や介護等により離職していた者への再就職のための情報提供等の推進	商工振興課 人権・男女共同 参画推進室
・ 事業主への安定雇用に向けた啓発 ・ 雇用における関係機関との連携促進	商工振興課

¹⁶ グローバル化：地球規模でのモノ、カネ、情報、人の流動化、移動とそれによる社会や文化の変化。

基本目標 5 男女間における暴力の根絶

男女間における暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題です。

暴力は否定され排除されるべきものです。深刻な社会問題にもかかわらず潜在化しがちな配偶者等からの暴力を含む男女間におけるあらゆる形態の暴力を根絶する必要があります。

男女間の暴力の根絶に向けて、暴力は許さないという意識を高めるための教育及び啓発活動の充実、根絶のための基盤整備を行うとともに、配偶者からの暴力、性犯罪等、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進していく必要があります。

(1) 女性に対する暴力を許さない意識づくり

男女が互いの人権と性を尊重し合い対等な関係を築くことは、男女共同参画社会の基礎となるものです。しかし、現実には、身体的、性的、心理的等様々な形で女性に対する暴力が存在し、基本的人権や自由が侵害されており、男女共同参画推進を阻害する要因の一つです。

このため、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力を許さないという意識を社会のあらゆる分野で高めていくための啓発及び幼少期からの教育に努めていきます。

【基本施策】

①男女間の暴力を許さないという意識啓発

具体的事業・取組内容等	担当課
・ あらゆる暴力を根絶するため、広報等を活用した啓発活動の推進	人権・男女共同参画推進室
・ 性や暴力に関する有害環境の浄化活動の促進	人権・男女共同参画推進室
・ 学校教育において人権尊重に関する教育の充実	教育総務課

②法制度の周知及び情報提供

具体的事業・取組内容等	担当課
・ 「DV防止法」 ¹⁷ や「ストーカー規制法」 ¹⁸ などの周知徹底	人権・男女共同参画推進室
・ 人権侵害であるDVについての正しい認識の醸成	人権・男女共同参画推進室 秘書室
・ セクシュアル・ハラスメントやDVに関する講座等の開催	人権・男女共同参画推進室

¹⁷ DV防止法：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律。2001年10月13日に施行。平成26年1月3日から施行となる一部改正法により、名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と変更。

¹⁸ ストーカー規制法：ストーカー行為等の規制等に関する法律。2000年11月24日に施行。

（２）セクシュアル・ハラスメント／DV防止対策の推進

女性に対する暴力は家庭内の問題と思われがちですが、男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など、その背景には社会的、構造的な問題があることを認識し、暴力を根絶させるための意識啓発を行うとともに、被害者を救済し、相談する体制を整備する必要があります。

さらに、本プランにおいては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」の内容を包含して、支援対策に取り組めます。

【基本施策】

①相談支援体制の強化・充実

具体的事業・取組内容等	担当課
・ 女性の人権擁護を前提とした相談・支援を行う体制の充実	人権・男女共同 参画推進室 社会福祉課
・ 女性相談センター・警察等関係機関と連携し、適切な保護・支援	関係各課
・ 男性に対する脱暴力支援として男性の悩みの相談等の開催	人権・男女共同 参画推進室

②関係機関との連携強化

具体的事業・取組内容等	担当課
・ 関係機関との情報交換・連携のための「対策連絡会議」の設置	関係各課
・ 支援現場からの報告や講演など DV に関する庁内職員研修の実施	関係各課
・ 県との連携や市の関係機関、警察等との連携によるネットワーク体制の充実	関係各課

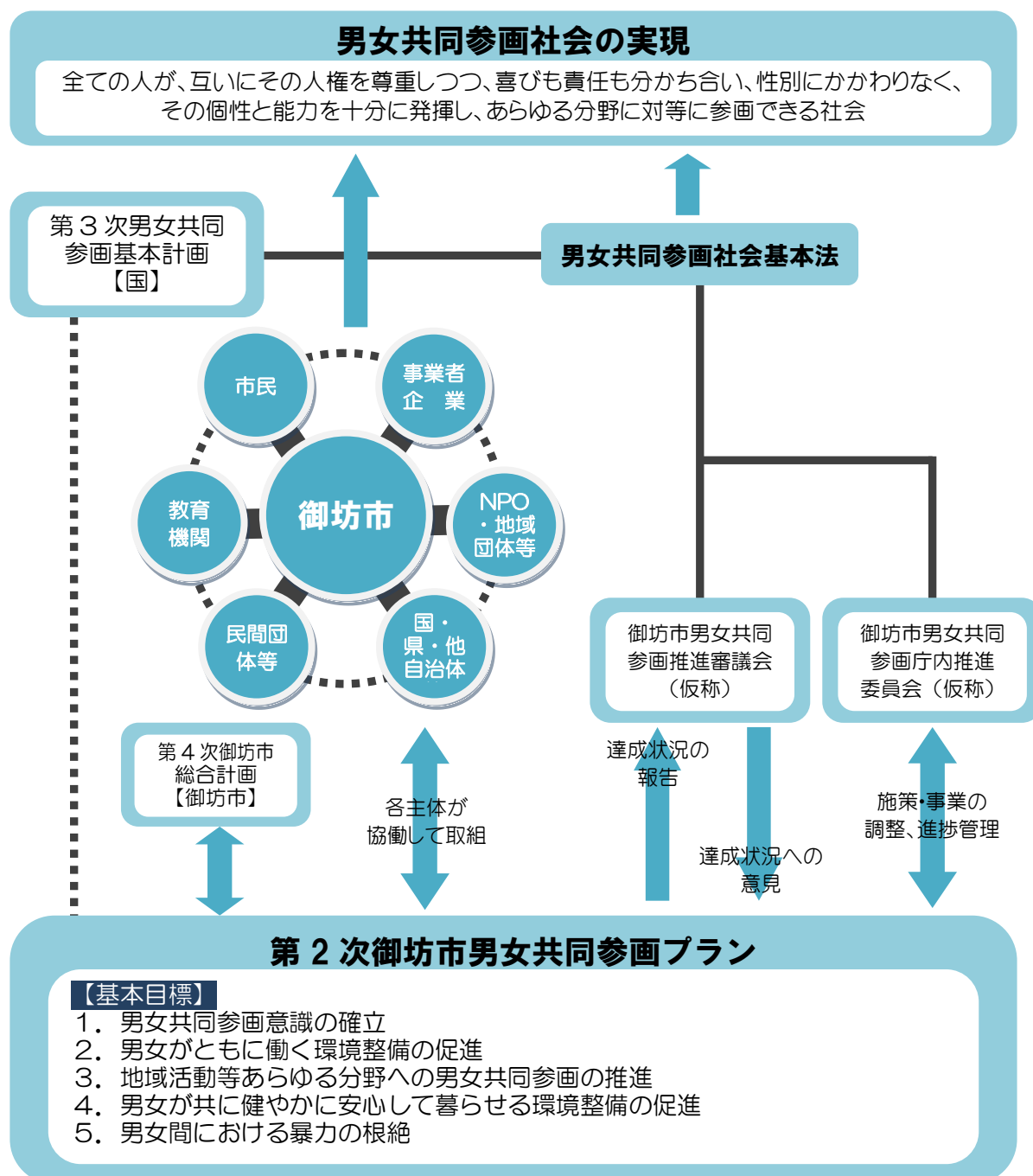
第5章 プランの推進

1. プランの推進体制

男女共同参画社会の実現に向けて、第2次御坊市男女共同参画プランの効果的な推進を図るため、庁内外における推進体制を充実させるとともに、男女共同参画社会の推進に取り組んでいる市民や事業者、地域団体やNPO等の各種団体などとのパートナーシップを深め、市民と行政が一体となって計画を推進し、理解の層を広げます。

また、プランの実効性を高めるために、関係部局との連携を図りながら、適切な進行管理を行います。

さらに、国・県・関係機関とも情報交換や連携を図り、動向を的確に把握しながら、プランの円滑な推進に努めます。



2. プランの進捗管理

計画に盛り込まれている施策・取組を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備し適切な進捗管理に努めます。

①庁内推進体制の強化

男女共同参画に関する関係部署の施策の一体的な推進を図るため、全庁にわたる横断的な推進組織として、男女共同参画庁内推進委員会（仮称）の設置を検討します。

②御坊市男女共同参画推進審議会（仮称）の設置

男女共同参画施策の充実及び推進を図るため、学識経験者、関係団体代表者、公募市民等で構成される男女共同参画推進審議会（仮称）を設置します。

③国・県・近隣市町村等との連携

国・県・近隣市町村との行政相互間の連携を強化し、地域における各種団体と連携する仕組みをつくり効果的な施策を推進します。

④評価点検システムの整備

計画の進捗状況を把握し、点検・評価・改善プロセスを明確にするため、「成果指標（アウトカム指標）＝取組の結果、“何”が“どのように”なったか」を設定します。

⑤施策の実施状況の報告・公表

市は、毎年度、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、公表します。

3. 成果指標一覧

男女共同参画プランの施策実施効果を明確に把握するために、次の項目に対して、「成果指標（アウトカム指標）＝取組の結果、“何”が“どのように”なったか」を設定します。

■成果指標一覧

基本 目標	成果指標（アウトカム指標）			現状	目標 （平成 35 年度）
1. 男女共同参画の意識の確立					
	男女共同参画社会基本法の認知度			22.4% （平成 25 年 7 月）	50%以上
	女性（女子）差別撤廃条約の認知度			10.4% （平成 25 年 7 月）	50%以上
	男女の地位が「平等である」と考える人の割合	職場	女性	21.3% （平成 25 年 7 月）	女性・男性 それぞれ 80%
			男性	26.8% （平成 25 年 7 月）	
		社会 通念	女性	13.2% （平成 25 年 7 月）	
			男性	23.2% （平成 25 年 7 月）	
2. 男女がともに働く環境整備の促進					
	「ワーク・ライフ・バランス」の認知度			20.3% （平成 25 年 7 月）	75%
	市の男性職員育児休業取得率			0% （平成 25 年 4 月）	10%
3. 地域活動等あらゆる分野への男女共同参画の推進					
	自治会長の女性比率率			8.2% （平成 25 年 4 月）	20%
	市の審議会等委員の女性比率			25.0% （平成 25 年 4 月）	40%以上 60%以下
	市の管理職の女性比率			16.3% （平成 25 年 4 月）	25%
4. 男女がともに健やかに安心して暮らせる環境整備の促進					
	子宮頸がん予防ワクチン接種率※（小学校 6 年生対象）			88.5% （平成 24 年度）	100%
	がん検診（子宮がん、乳がん等）の受診率			子宮がん：27.9% 乳がん：24.7% （平成 24 年度）	50%以上
	特定健診（メタボ）の受診率			18.1% （平成 24 年度）	30%
5. 男女間における暴力の根絶					
	配偶者暴力防止法（DV 防止法）の認知度			39.8% （平成 25 年 7 月）	100%
	公的機関に相談した人の割合			7.2% （平成 25 年 7 月）	20%

□平成25年7月時点の数字は、住民意識調査結果より

参考資料

1. 男女共同参画社会基本法
2. 御坊市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱
3. 御坊市男女共同参画プラン策定委員会委員名簿
4. 男女共同参画に関する国内外の動き
5. 第2次御坊市男女共同参画プランの策定経過

参考資料 1. 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第七十八号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

【第 1 章 総則】

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果

たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

【第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策】

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

（2） 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

（2） 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関

する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

【第3章 男女共同参画会議】

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 2 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 3 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 4 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

参考資料 2. 御坊市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 本市における男女共同参画社会の形成を総合的にかつ計画的に推進する基本的な計画として、御坊市男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）を策定するため、御坊市男女共同参画プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、プランの策定に関し必要な事項を審議し、その結果を市長に報告するものとする。

（委員及び委員の任期）

第3条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 関係機関、団体の代表者
- （3） 公募による市民

3 委員は、前条の規定により審議結果を報告したときは、その任を解かれるものとする。

（会長及び副会長）

第4条 委員会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、人権・男女共同参画推進室において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料3. 御坊市男女共同参画プラン策定委員会委員名簿

【会長・副会長以下は、50音順/敬称略】

氏 名	区 分	役職等
◎柳岡 克子	市民団体代表者	ウイズ・ア・スマイル 会長
○山崎 恭平	一 般 公 募	
岡野 博美	人権団体代表者	御坊市人権啓発推進協議会 副会長
くわ けん じ 史	行政関係代表者	御坊市役所総務課 課長補佐
さけもと ゆきこ 酒本 由紀子	教育関係代表者	御坊市 PTA 連合会母親部長（湯川小学校母親部長）
たけうち ふみお 竹内 文雄	一 般 公 募	
なかにし てつや 中西 哲也	市民団体代表者	よみきかせオヤジの会 代表
ひらおか こうじょう 平岡 弘乗	学 識 経 験 者	(財)人権啓発センター委員
むらい よしはる 村井 善治	企業関係代表者	紀州中央農業協同組合 専務理事
もりかわ まさのり 森川 正教	人権団体代表者	御坊人権擁護委員協議会 御坊分会 男女共同参画担当委員

※◎会長

○副会長

■計画策定アドバイザー

和歌山大学経済学部

同志社大学総合政策科学研究科

准教授

博士後期課程

金川 めぐみ

東根 ちよ

参考資料4. 男女共同参画に関する国内外の動向

年代	世界・国の動向	和歌山県の動向	御坊市の動向
1975 年 (昭和 50 年)	◆ <u>国連婦人年</u> ◆ <u>国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択</u> ◆ 婦人問題企画推進本部設置 ◆ 婦人問題企画推進会議開催		
1977 年 (昭和 52 年)	◆ 「国内行動計画」策定	◆ 青少年局育成課内に婦人主幹が配置され男女共同参画への取組開始 ◆ 婦人問題連絡会議(庁内関係課室)設置	
1978 年 (昭和 53 年)		◆ 婦人問題企画推進会議設置	
1979 年 (昭和 54 年)	◆ <u>国連第 34 回総会</u> ◆ <u>「女子差別撤廃条約」採択</u>		
1980 年 (昭和 55 年)	◆ <u>「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択</u>		
1985 年 (昭和 60 年)	◆ <u>「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議(西暦 2000 年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択</u> ◆ 「男女雇用機会均等法」公布 ◆ 「女子差別撤廃条約」批准		
1987 年 (昭和 62 年)	◆ 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定		
1988 年 (昭和 63 年)		◆ 「21 世紀をめざすわかやま女性プラン」策定	
1992 年 (平成 4 年)	◆ 「育児休業法」施行		
1993 年 (平成 5 年)	◆ <u>国連世界人権会議開催(ウィーン)</u> ◆ 「パートタイム労働法」施行		◆ 婦人教育施策担当を商工振興課に配置
1994 年 (平成 6 年)	◆ 総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進本部」設置		
1995 年 (平成 7 年)	◆ <u>第 4 回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択</u> ◆ 「育児休業法」改正 ◆ (介護休業制度の法制化)	◆ 「21 世紀をめざすわかやま女性プラン」改定	◆ 施策担当を教育委員会社会教育課へ移管
1996 年 (平成 8 年)	◆ 「男女共同参画 2000 年プラン」策定	◆ 「わかやま女性 100 人委員会」設置	
1997 年 (平成 9 年)	◆ 「男女雇用機会均等法」改正		
1998 年 (平成 10 年)	◆ 「男女雇用機会均等法」改正一部施行(母性健康管理関係)	◆ 県女性センター(男女共生社会推進センター)「りいぶる」開設	
1999 年 (平成 11 年)	◆ 「男女雇用機会均等法」改正全面施行 ◆ 「労働基準法」改正施行 ◆ 「育児・介護休業法」施行 ◆ 「男女共同参画社会基本法」策定		

年代	世界・国の動向	和歌山県の動向	御坊市の動向
2000年 (平成12年)	◆ <u>国連特別総会「女性 2000年会議」(ニューヨーク)</u> ◆ 「男女共同参画基本計画」閣議決定	◆ 「和歌山県男女共生社会づくりプラン」策定	
2002年 (平成14年)		◆ 「和歌山県男女共同参画推進条例」制定・施行 ◆ 「和歌山県男女共同参画審議会」設置	◆ 施策担当を教育委員会社会教育課から市民部人権推進室へ移管 ◆ 男女共同参画を進める民間団体 ウイズ・ア・スマイル設立
2003年 (平成15年)	◆ 「次世代育成支援対策推進法」「少子化社会対策基本法」公布、施行	◆ 「和歌山県男女共同参画基本計画」策定	
2004年 (平成16年)	◆ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)改正		
2005年 (平成17年)	◆ <u>国連「北京+10」世界閣僚級会合(ニューヨーク)</u> ◆ 「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 ◆ 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		◆ 「御坊市男女共同参画プラン」策定
2006年 (平成18年)	◆ 「男女雇用機会均等法」改正 ◆ 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定		◆ 施策担当を市民課に移管
2007年 (平成19年)	◆ <u>第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(「ニューデリー閣僚共同コミュニケ」が採択)</u> ◆ 「DV防止法」改正 ◆ 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	◆ 「和歌山県男女共同参画基本計画」改定(第2次計画)	
2008年 (平成20年)	◆ <u>第52回「国連婦人の地位委員会」開催(「ジェンダー平等及び女性のエンパワメントのための資金調達」が採択)</u>		
2009年 (平成21年)	◆ <u>第53回「国連婦人の地位委員会」開催(HIV/AIDSのケア提供を含む男女共同の平等な責任分担)などが採択</u>		
2010年 (平成22年)	◆ <u>国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)</u> ◆ 「男女共同参画基本計画(第3次)」閣議決定		◆ 社会福祉課に人権・男女共同参画推進室を設置し施策担当を移管
2011年 (平成23年)			
2012年 (平成24年)	◆ <u>第56回「国連婦人の地位委員会」開催(「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」採択)</u> ◆ 「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画策定	◆ 「第3次和歌山県男女共同参画基本計画」策定	
2013年 (平成25年)	◆ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(平成26年1月施行)		◆ 御坊市住民意識調査の実施 ◆ 御坊市第2次男女共同参画プランの検討・策定

参考資料5. 第2次御坊市男女共同参画プランの策定経過

1. 男女共同参画に関する住民意識調査の実施

- (1) 調査期間 2013年（平成25年）6月23日～7月31日
- (2) 調査対象 市内在住20歳以上の男女1,000人
- (3) 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- (4) 調査方法 郵送による調査
- (5) 有効回収率 48.7%

2. 御坊市男女共同参画プラン策定委員会の開催状況

年月日	項目	審議内容
2013年（平成25年） 5月29日	第1回策定委員会	◆ 男女共同参画プラン策定業務概要について ◆ 住民意識調査項目・内容について ◆ その他
2013年（平成25年） 10月30日	第2回策定委員会	◆ 住民意識調査集計結果について ◆ 男女共同参画プラン骨子案の検討について ◆ その他
2014年（平成26年） 1月29日	第3回策定委員会	◆ 男女共同参画プランの検討について ◆ その他
2014年（平成26年） 3月6日	第4回策定委員会	◆ 男女共同参画プランについて ◆ その他